

公共事業等評価システム

令和8年3月

山 梨 県

[目 次]

1. 公共事業等評価システムの考え方	1
(1) 公共事業評価の目的.....	1
(2) 公共事業評価の方法.....	1
(3) 公共事業評価を実施する上での3つの基礎的視点.....	2
(4) 公共事業等の評価の対象事業.....	2
(5) 実施段階に応じた評価の仕組み.....	2
(6) 公共事業等評価システムの構成.....	4
2. 公共事業等事前評価システムの構成	5
(1) 優先度評価の種類と考え方.....	5
(2) 公共事業等事前評価システムの構成.....	6
(3) 主要目標体系と副次効果体系の設定.....	8
(4) 公共事業等事前評価システムの評価の流れ.....	15
3. 妥当性評価の方法	17
(1) 妥当性評価の目的と仕組み.....	17
(2) 評価項目の設定.....	17
(3) 評価の方法.....	18
4. 事業間優先度評価の方法	21
(1) 事業間優先度評価の目的と仕組み.....	21
(2) 貢献度評価.....	21
(3) 副次効果評価.....	32
5. 公共事業等評価システムの運用方法	36
(1) 庁内評価の手順と体制及びスケジュール.....	36
(2) 外部評価の対象と方法及びスケジュール.....	36
(3) 評価結果の公表方法.....	36
(4) 評価と予算編成の連結.....	38
参考	39
山梨県公共事業評価実施要綱.....	39
山梨県公共事業評価実施要領.....	44
山梨県公共事業評価委員会設置要領.....	45
山梨県公共事業評価委員会小委員会の設置について.....	47

1. 公共事業等評価システムの考え方

(1) 公共事業評価の目的

公共事業は、県民生活を豊かにし、経済発展の基盤となるとともに、暮らしと経済活動の安全性を確保する社会資本を整備することを役割として実施するものである。

一方、厳しい財政状況の中、公共事業の実施に当たっては、県民にとって真に必要性が高く、より大きな効果が早期に得られる事業を効率的に実施することが求められている。

そのため、次の点を目的に公共事業評価を実施する。

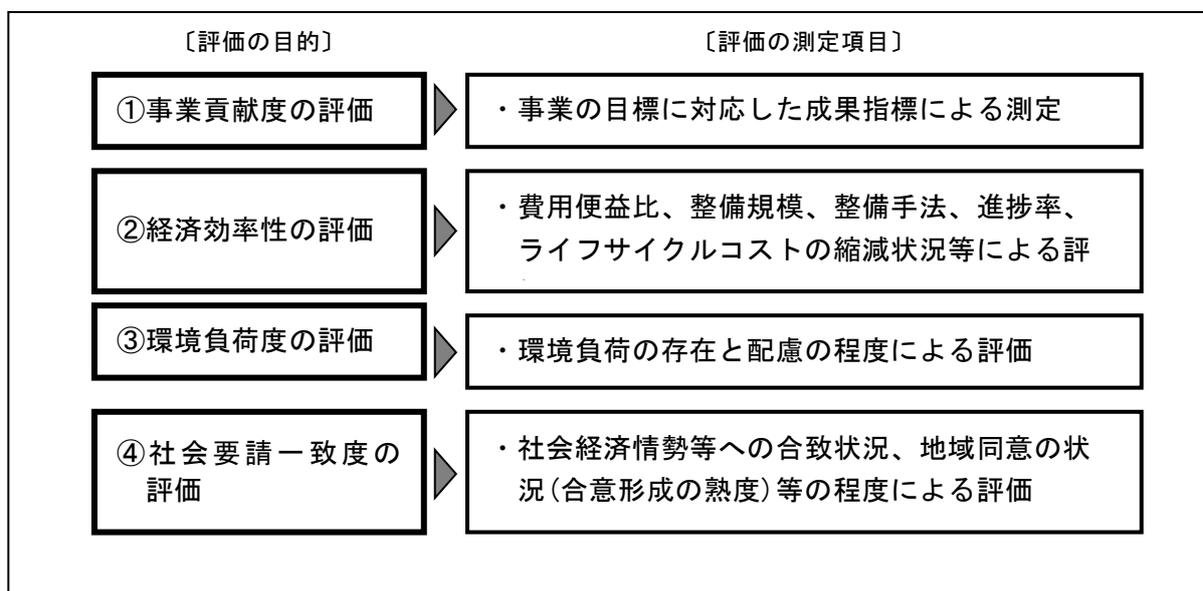
- ① 公共事業の役割を果たす事業が計画されて（行われて）いるか、より成果が上がる事業が行われているかをチェックすること（**事業貢献度**）
- ② 事業が効率よく実施されているかをチェックすること（**事業の経済効率性**）
- ③ 環境負荷が抑えられているかをチェックすること（**環境負荷度**）
- ④ 社会経済情勢等に合致しているか、地域同意が図られているかなどをチェックすること（**社会要請一致度**）

(2) 公共事業評価の方法

公共事業の評価は、論理的かつ客観的であることが求められる。そのため、評価方法はできる限り定量的な把握ができる手法を採用する必要がある。また、定量的な把握が困難であり、定性評価を行わなければならない場合は、詳細な評価の要件と基準を定めた上で評価を行う必要がある。

これらを基本に、公共事業評価の方法を目的別に設定する。図表1に示すように、「事業貢献度の評価」では、成果指標の測定を行い、事業目標を定量的に把握する。「経済効率性の評価」では、費用便益分析等の定量的な測定方法を中心に用いる。また、環境負荷への配慮や地元合意の状況等については定性的な測定方法を中心に評価を行う。

図表1 公共事業評価の目的と評価の方法



(3)公共事業評価を実施する上での3つの基礎的視点

公共事業は、県民の貴重な税資源のもとで実施されるものである。従って、公共事業評価に当たっては、効率的な運用を基本とするとともに、県民へのアカウンタビリティ(説明責任)や客観性・透明性を十分に確保できるものである必要がある。

そのため、評価システムの構築に当たっては、次の点を踏まえるものとする。

図表2 評価システムを支える3つの基礎的視点

①説明責任(アカウンタビリティ)の達成	②客観性・透明性の確保	③評価の効率的な実施
・ 県民に将来展望(事業実施によって生み出される価値)を明確に説明できること	・ 評価方法、手法等が論理的・客観的であり、評価に用いた資料・データや評価結果等を公開すること	・ 評価に多大な労力と経費を必要としない評価手法を選択し、必要な情報を効率的に収集でき、説明責任に耐えうる評価が実施できること

(4)公共事業等の評価の対象事業

公共事業等の評価は、災害復旧事業及び維持管理等(補修・修繕を含む)を目的とする事業を除いた、次の事業を対象に実施する。

なお、防衛施設庁の全額国庫補助事業についても、その目的、内容等を考慮し、評価対象から除外する。

図表3 公共事業等評価の対象とする事業

○公共関与が必要であり、県が事業主体となるべき公共事業 ⇒森林環境部、農政部、県土整備部が所管する公共事業
○公共関与が必要であり、県が補助する公共事業等 ⇒森林環境部、農政部、県土整備部が所管する公共事業等(非公共事業を含む)
○上の事業の事業化に必要な調査

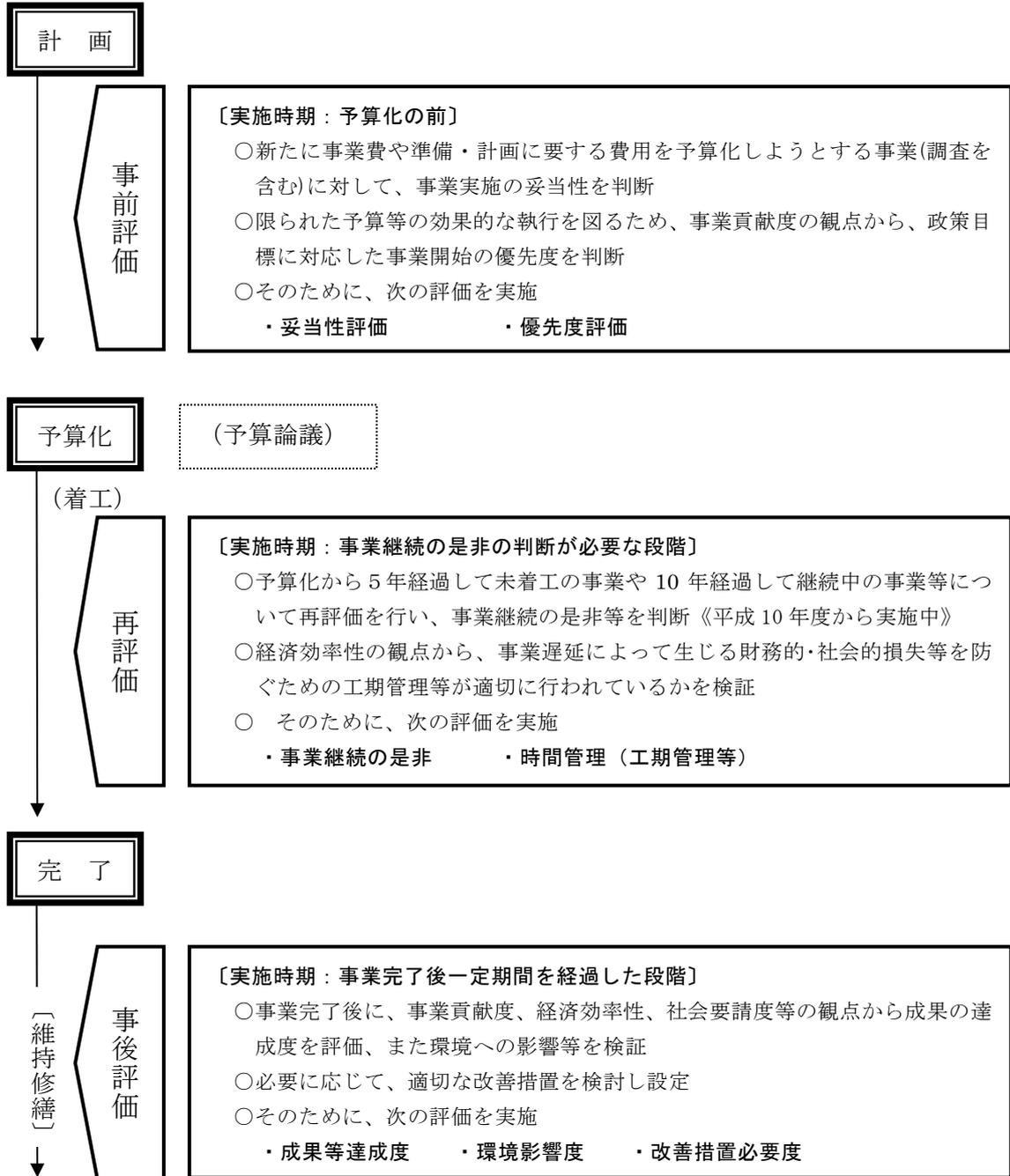
(5)実施段階に応じた評価の仕組み

公共事業等の評価は、事業の実施段階に応じ、事前評価、再評価、事後評価に分けて実施する。

図表4に示すように、事前評価は予算化の前に実施し、再評価は予算化された事業を対象に事業継続の是非の判断が必要な段階で、また、事後評価は事業完了後、一定期間を経過した段階で実施する。

また、各段階の評価の目的と評価の仕組みの関係は図表5に示すとおりである。評価の目的に応じて、事前評価では妥当性評価と優先度評価、再評価では事業継続の是非と時間管理、事後評価では成果等達成度、環境影響度、改善措置必要度の評価を行う。

図表4 公共事業等の実施段階に応じた評価の仕組み



図表5 評価の目的と評価の仕組みの関係

評価の目的	事前評価	再評価	事後評価
事業貢献度	優先度評価 (妥当性評価)	(事業継続の是非)	成果等達成度 改善措置必要度
経済効率性	妥当性評価	時間管理 (事業継続の是非)	(成果等達成度)
環境負荷度	妥当性評価	事業継続の是非	環境影響度 改善措置必要度
社会要請度	妥当性評価	事業継続の是非	(成果等達成度)

(6) 公共事業等評価システムの構成

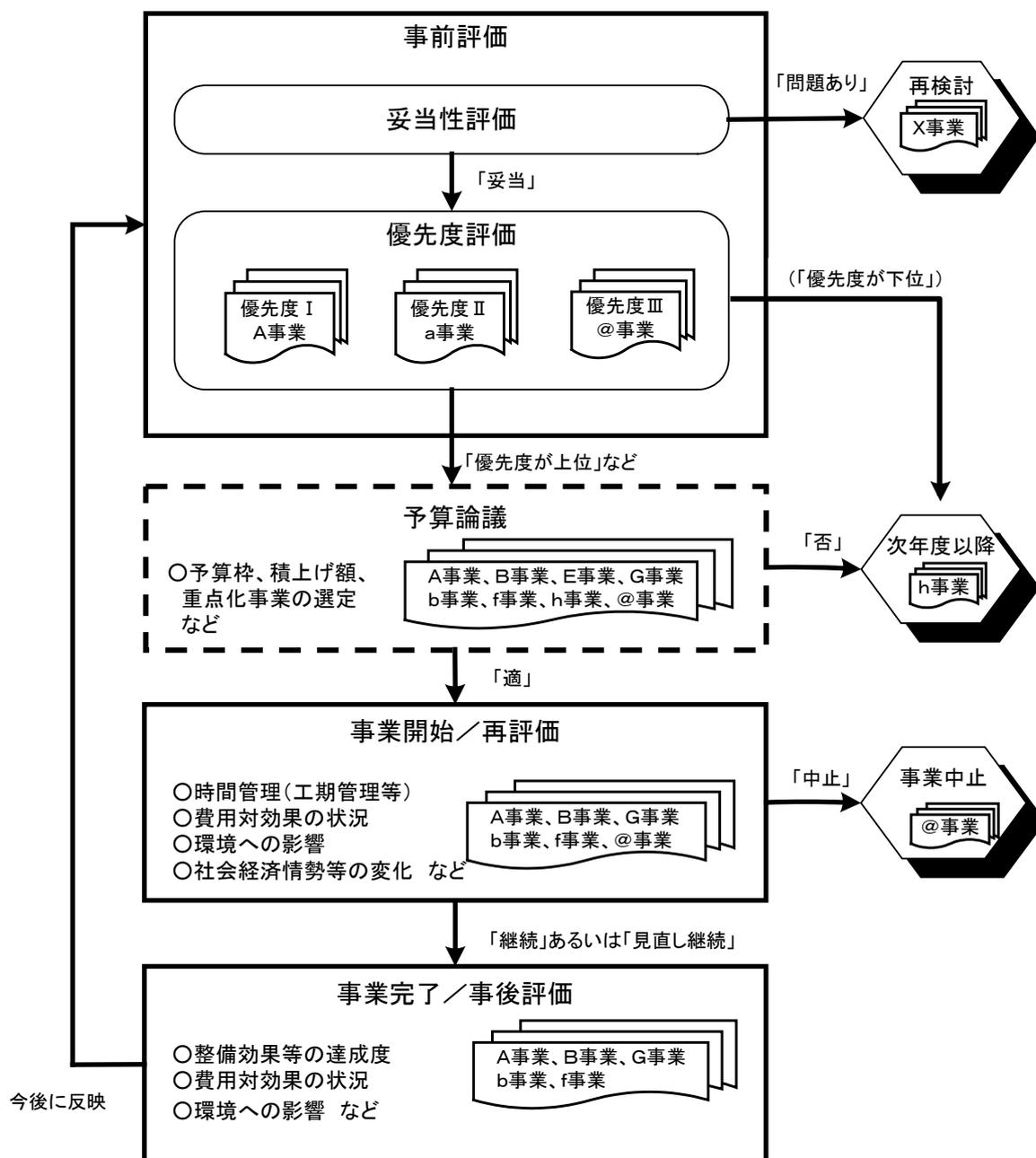
公共事業等評価システムは、事業の実施段階に応じた評価システムで構成する。評価全体の流れを図表6に示す。

事前評価システムの結果から優先度が上位である事業(地区・箇所)を対象に、予算付けの検討を行う。優先度の低い事業、及び、予算付けの検討の中で「否」とされた事業(地区・箇所)は、次年度以降の事業候補とする。

予算化された事業については、一定の要件に該当する場合(41頁参照)に再評価の対象とし、継続の必要性が認められない事業(地区・箇所)については「事業中止」とする。

また、整備が完了し施設の供用が開始されるなどした事業(地区・箇所)については「事後評価」を実施し、必要な追加措置を講じるとともに、今後の事業計画立案にあたっての参考資料とする。

図表6 公共事業評価全体の流れ



2. 公共事業等事前評価システムの構成

(1) 優先度評価の類型と考え方

公共事業を対象とした「優先度評価」には、次に示す3つの類型がある。いずれも、複数の視点から優先度を検討している点で同じであるが、評価主体や評価の目的によって優先度評価の方法が異なる。

図表7 優先度評価の3つの類型

	類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ
	費用便益分析を基本とする評価システム (費用便益分析法)	複数の評価項目への評点付けによる評価システム (評点法)	政策目標への貢献度(成果指標)による評価システム (成果指標法)
方法	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象事業を、まず費用便益分析の結果を用いて優先度を分類 次に、他の評価項目を用いて各事業の優先度分類を調整 	<ul style="list-style-type: none"> 経済面、社会面、環境面など、多面的に評価項目を設定 評価対象事業を評価項目ごとに評点付けし、各評価項目間のウェイトを考慮した上で合計点を算出することにより、事業間の優先度を分類 	<ul style="list-style-type: none"> 戦略計画等によって政策目標を設定 設定した政策目標への貢献度の高い事業を選択(高い優先度)に分類
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 効果を貨幣換算するため、計画案の効率性評価が容易になる 分析者の主観が入りにくく、客観的な評価が可能である 同じ目的・性格を持つ事業であれば、事業間の比較が可能 など 	<ul style="list-style-type: none"> 数多くの評価項目を定量的に扱うことができ、かつ公平性についても考慮しやすい 評価項目間のウェイト付けによって価値基準が明示され、計画案の評価が容易になる 地域の意向を反映しやすい など 	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標と事業が直接関連づけられ、地域の意向を反映しやすい 目標への貢献度による比較であり、優劣が分かりやすい 公平性を考慮できる 事後評価が行いやすい 他の事業評価との連携が図れる など
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 地域の意向が反映されず、総合計画等の諸計画との整合性が必ずしも図れない 貨幣換算が困難な効果がある 公平性の考慮が難しい 分析に多大な時間とコストを要する など 	<ul style="list-style-type: none"> ウェイト付けの基準となる価値判断に社会的な合意を得るのが困難 同一効果を重複してカウントしてしまう恐れがある 分析者の主観が入り易い など 	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標を明確に提示されていないと評価ができない など
事例	<ul style="list-style-type: none"> ドイツ連邦交通路計画 三重県公共事業評価システム 等 	<ul style="list-style-type: none"> イギリス治水・海岸事業 岩手県公共事業評価 等 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカ合衆国交通省 テキサス州交通省 等

(資料) U F J 総合研究所作成

本県の公共事業等評価システムを構成する仕組みの一つである「優先度評価」では、公共事業評価の目的、公共事業評価の基礎的視点等から、次が求められる。

- ① 事業貢献度の観点から、政策目標に対応した事業開始の優先度が判断できること
- ② 県民に事業実施によって生み出される価値を明確に説明できること
- ③ 評価方法、手法等が論理的・客観的であること
- ④ 評価に多大な労力と経費を要しないこと
- ⑤ 評価項目が再評価、事後評価で使用できること

これらを全て満たす評価方法は、「政策目標への貢献度(成果指標)による評価システム」であり、本県ではこの評価方法を公共事業等の優先度評価に使用するものとする。

(2)公共事業等事前評価システムの構成

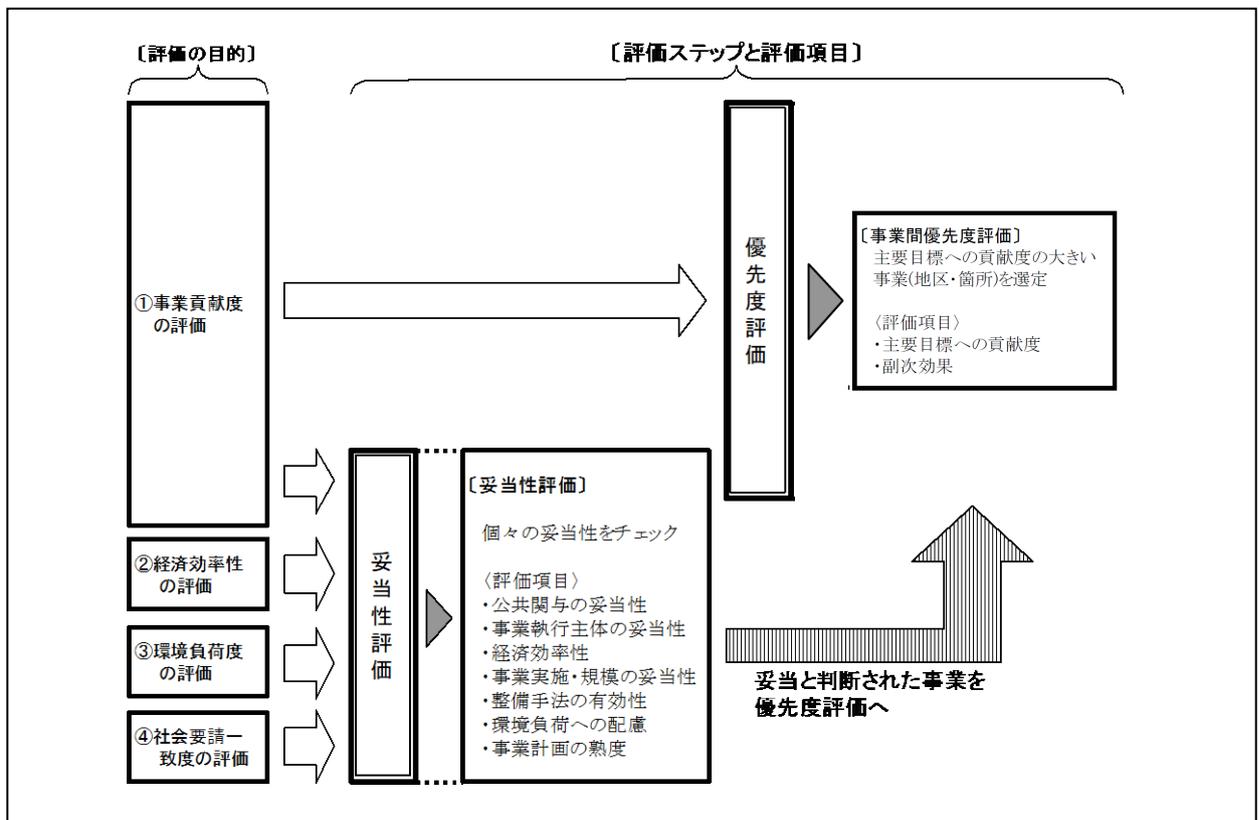
先に示したように公共事業等評価システムは、事業の実施段階に応じて、事前評価システム、再評価システム、事後評価システムで構成する。

このうち、事前評価システムについては、新たに事業費や準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業の実施の妥当性を判断する「妥当性評価」と、実施が妥当とされた事業の開始時期の優先度を判断する「優先度評価」で構成する。

妥当性評価は、公共事業評価の目的である、事業貢献度、経済効率性、環境負荷度、社会要請一致度の観点から評価を行い、事業実施の是非を判断する。

優先度評価では、政策目標（以下「主要目標」¹⁾）への貢献度合いを評価し、優先順位づけを行う。

図表8 評価の目的と公共事業等事前評価システムの構成



¹⁾公共事業には様々な効果が期待されることから、公共事業等事前評価システムでは、政策目標に相当する効果を「主要目標」とし、他の効果を「副次効果」として表現する。

なお、優先度評価では、主要目標が異なる事業(地区・箇所)間の優先順位については、各事業の目的が異なること、それに起因して評価方法が一義的に決められないことなどから評価が困難である。そのため、事業間比較は同一主要目標内での優先度評価によって行う必要がある。

※どの主要目標を優先的に実施していくか判断する手法については、今後必要に応じ検討していく。

(3)主要目標体系と副次効果体系の設定

①主要目標体系

図表3で示す本県の公共事業等の分野には、次がある。

- (ア) 森林整備 : 林道、治山 など
- (イ) 農業農村整備 : 農業生産基盤整備、農村生活環境整備、農業集落排水 など
- (ウ) 生活・産業基盤整備 : 道路、街路、公園、土地区画整理、市街地再開発、下水道、住宅、治水、砂防、治山、急傾斜地対策、交通関連施設 など

これらの事業分野は、これまでの整備状況から相互に関連、重複することがわかっている。そのため、より効果的かつ効率的な事業実施を目指す観点から、事業分野を次に整理する。

- ① 道路分野 : 道路・街路事業、林道事業、農道事業
- ② 治山・治水分野 : 総合治山事業、治水事業、治山事業、砂防事業、急傾斜地対策事業、地すべり対策事業
- ③ 公園分野 : 公園事業(森林環境部、農政部、県土整備部)
- ④ 下水道関連分野 : 下水道事業、農業集落排水事業
- ⑤ 区画整理関連分野 : 土地区画整理事業、市街地再開発事業
- ⑥ 住宅分野 : 住宅事業
- ⑦ 農村生活・生産基盤分野 : 中山間地域総合整備事業、農村振興総合整備事業
- ⑧ 農業生産分野 : 畑地帯総合整備事業、かんがい排水事業、基盤整備促進事業
ため池等整備事業、畜産環境総合整備事業 等
- ⑨ 農林水産業経営支援分野 : 森林・林業・木材産業づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、強い農業づくり交付金 等

この事業分野を基本に、本県の公共事業に期待される多様な効果を踏まえ、公共事業等の主要なねらいを整理することにより、公共事業政策の目標であり、実施事業の主の効果を表す「主要目標」を設定する。

主要目標は、まず、公共事業の役割から「Ⅰ. 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実」、
「Ⅱ. 暮らしと経済活動の安全性確保」に分類する。

次に、これらのうち、前者を県民生活と経済活動を支える交通利便性分野、生活の豊かさを支える生活環境分野、産業の地盤を支える農林水産業分野に区分し、それぞれの項目を「Ⅰ－1. 交通の利便性の向上」、「Ⅰ－2. 生活環境の向上」、「Ⅰ－3. 農林水産業の振興」とする。同様に後者を、暮らしと経済活動の安全性を支える交通安全対策分野と自然災害対策分野、農林業活動の安全性を支える鳥獣被害対策分野に区分し、それぞれの項目を「Ⅱ－1. 交通の安全性の向上」、「Ⅱ－2. 洪水・土砂被害の防止」、「Ⅱ－3. 鳥獣被害の防止」とする。

区分した分野をさらに、図表9の考え方にに基づき分類し、主要目標を設定する。また、主要目標の体系を図表10に示す。

図表9 主要目標抽出の考え方

分野	主要目標抽出の考え方	主要目標		
I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	1 交通の利便性の向上	交通の利便性については、目的地の性格や道路の位置する環境によって必要となるアクセス道の性格、求められる利便性の内容が異なることから、目的地の性格に応じた主要目標分類とする。具体的には、道路ネットワーク機能を向上するという観点から、道路交通の円滑化を図る対象を、幹線道路、幹線道路に接続する市町村内主要道路と市街地内道路、市町村内主要道路に接続する集落内道路に区分けする。	→ (1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上 → (2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上 → (3) 市街地内の交通の円滑化 → (4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	
	2 生活環境の向上	生活環境については、県民生活の場面によって求められる環境の内容・質が異なることから、新たに整理した公共事業の分野を基本に、県民生活の場面に応じた主要目標分類とする。	→ (1) 森林機能の維持・向上 → (2) 憩い空間の創出 → (3) 生活排水処理機能の向上 → (4) 良好な市街地空間の確保 → (5) 適正な居住空間の確保 → (6) 歩行者等の通行空間の確保 → (7) 道路景観の向上	
	3 農林水産業の振興	農林水産業の振興については、対象の違いからまず、農業、林業に区分し、次に、事業主体の違いから非公共事業を区分する。また、農業については、農業生産力の向上を図ることが基本であるが、総合事業は多目的であること、排水施設は施設維持的性格が強いことから区分する。	→ (1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上 → (2) 農業生産力の向上 → (3) 農業用排水能力の向上 → (4) 農林水産業経営の合理化(非公共) → (5) 森林整備の効率化 → (6) 洪水被害危険度の軽減	
	II 暮らしと経済活動の 安全性確保	1 交通の安全性の向上	まず、人的災害と自然災害の違いで区分する。次に、自然災害分野については、県民の人命・財産の保全という同じ目標を持っているが、保全の対象や災害の発生要因によって事業内容が大きく異なることから、そうした観点により主要目標を分類する。	→ (1) 歩行者等の安全性の確保 → (2) 災害に強い道路の確保 → (3) 都市災害防止 → (4) 交差点の安全性、円滑性の向上
		2 洪水・土砂被害の防止		→ (1) 洪水被害の防止 → (2) 土石流被害の防止 → (3) 崖崩れ被害の防止 → (4) 地滑り被害の防止
		3 鳥獣被害の防止		→ (1) 鳥獣被害の軽減

図表10 主要目標体系

事業分野	道路	治山・治水				公園	下水道 関連	区画整 理関連	住宅	農村生 活・生産 基盤	農業生産			農林水産業 経営支援								
事業 主要目標	道路・街路事業 林道事業 農道事業	総合治山事業	治水事業	治山事業	砂防事業	急傾斜地対策事業	地すべり対策事業	(林政部、農政部、土木部) 公園事業	下水道事業 業集落排水事業	土地区画整理事業	市街地再開発事業	住宅事業	中山間地域総合整備事業	農村振興総合整備事業	畑地帯総合整備事業	基盤整備促進事業	かんがい排水事業	ため池等整備事業	畜産環境総合整備事業	林業木材産業構造改革事業	山村振興等農林漁業対策事業	農業経営構造対策事業
I. 県民生活の豊かさと経済の発展を支える基盤充実																						
I-1. 交通の利便性の向上																						
(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●	●																				
(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●	●																				
(3) 市街地内の交通の円滑化	●																					
(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●	●	●																			
I-2. 生活環境の向上																						
(1) 森林機能の維持・向上			●																			
(2) 憩い空間の創出							●															
(3) 生活排水処理機能の向上								●	●													
(4) 良好な市街地空間の確保										●	●											
(5) 適正な居住空間の確保												●										
(6) 歩行者等の通行空間の確保	●																					
(7) 道路景観の向上	●																					
I-3. 農林水産業の振興																						
(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上												●	●									
(2) 農業生産力の向上														●	●			●				
(3) 農業用排水能力の向上														●	●	●	●					
(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)																				●	●	●
(5) 森林整備の効率化	●																					
(6) 洪水被害危険度の軽減																	●					
II. 暮らしと経済活動の安全性確保																						
II-1. 交通の安全性の向上																						
(1) 歩行者等の安全性の確保	●	●																				
(2) 災害に強い道路の確保	●	●	●																			
(3) 都市災害防止	●																					
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上	●																					
II-2. 洪水・土砂被害の防止																						
(1) 洪水被害の防止			●																			
(2) 土石流被害の防止				●	●																	
(3) 崖崩れ被害の防止				●		●																
(4) 地滑り被害の防止							●															
II-3. 鳥獣被害の防止																						
(1) 鳥獣被害の軽減														●	●	●					●	

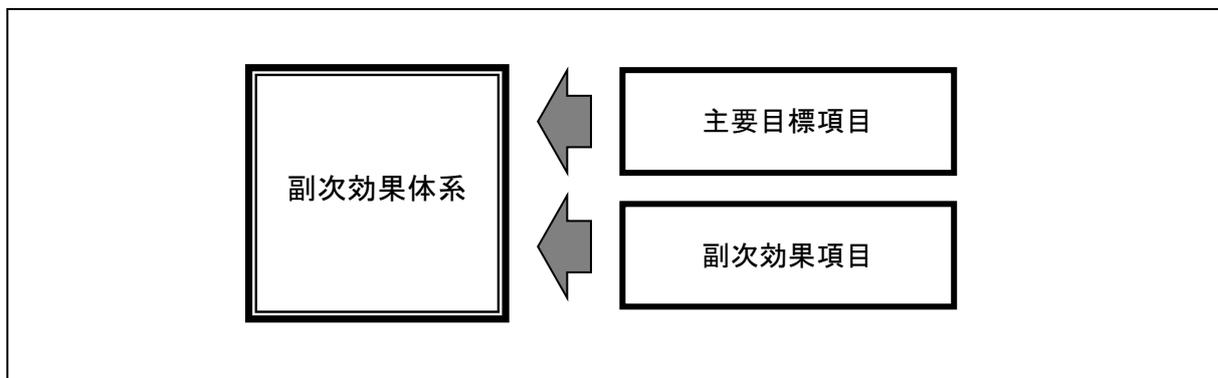
②副次効果体系

各事業には期待される効果があり、それぞれの効果の実現が事業の目標となる。事業に期待される効果には、「ある特定の効果の実現のためだけに実施することが可能な事業」によって得られる効果と、その事業を実施することによって副次的に発生する効果がある。本県の公共事業等評価システムでは、前者を主要目標として位置づけ、後者を副次効果として評価することとする。

副次効果は、主要目標だけでは把握しきれない効果である。そのため、ある事業の副次効果を評価するには、まず、他の主要目標に基づく効果の測定を行い、次に、主要目標では表しきれない効果としての副次効果を測定する必要がある。

このことから、副次効果の評価に用いる効果項目としては、副次効果として扱う主要目標項目（副次目標）と、新たに設定する副次効果項目の2種類で構成する。

図表 1 1 副次効果体系の構成



副次効果として扱う主要目標項目とは、主要目標体系で設定されている効果項目であるが、評価対象事業(地区・箇所)にとっては副次効果として扱うべき主要目標項目を指す。例えば、「市街地の交通の円滑化」を主要目標としている事業(地区・箇所)を実施する場合、副次的に「歩行者等の安全性の確保」の効果が期待できることがある。「歩行者等の安全性の確保」は主要目標の一つとして設定しているが、この場合のように、対象事業(地区・箇所)によっては副次効果にもなり得るものである。

また、新たに設定する副次効果項目は、主要目標体系で区分した、交通利便性の向上、生活環境の向上(自然環境を含む)、交通安全・自然災害対策、農林水産業の振興の各分野に該当し、主要目標の成果指標では評価できないが重要と考えられる効果項目を指し、加えて、県の他の重要政策等に効果があると考えられる項目を指す。この考え方にに基づき抽出した効果項目を、図表 1 2 に示す視点に従い整理し、副次効果項目として選定する。

図表 1 2 副次効果項目整理の視点

整理の視点	理 由
主要目標と同義でないこと	主要目標と同義であることによるダブルカウントを避ける必要がある。
二次的な効果でないこと	事業の実施によって発生する効果に伴い、付随的・波及的に発現する効果は、発現するかどうか不明確であり、副次効果項目としてはそぐわない。
比較する事業全てに当てはまるものでないこと	優先順位付けに用いることから、相対的な比較に寄与するかどうかを念頭におく必要がある。

これらを踏まえ整理を行った副次効果体系を、図表 1 3、図表 1 4 に主要目標項目（副次目標）、副次効果項目別にそれぞれ示す。

各主要目標で評価する効果項目については、図表 1 2 の視点から整理し、“●”印を付してある。また、「I-1. 交通の利便性の向上」の対象事業(地区・箇所)は、相互に関連性が強く、同義の内容を評価することになるため、この分野内の主要目標項目による副次効果の評価は行わないこととする。さらに、「II-1. 交通の安全性の向上」の対象事業(地区・箇所)の副次効果については、「I-1. 交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目が前述のとおり相互関連が強いことから、いずれか1項目のみを選定し評価を行うこととする。

図表 1 3 副次効果体系 (1)

主要目標体系 副次効果体系 (副次目標)		I 県民生活の豊かさで経済の発展を支える基盤充実							II 暮らしと経済活動の安全性確保																			
		I-1.交通の利便性の向上			I-2.生活環境の向上				I-3.農林水産業の振興			II-1.交通の安全性の向上				II-2.洪水・土砂被害の防止			II-3.鳥獣被害の防止									
		(1)生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	(2)市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	(3)市街地内の交通の円滑化	(4)集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	(1)森林機能の維持・向上	(2)憩い空間の創出	(3)生活排水処理機能の向上	(4)良好な市街地空間の確保	(5)適正な居住空間の確保	(6)歩行者等の通行空間の確保	(7)道路景観の向上	(1)中山間地域等の農村生活・生産機能の向上	(2)農業生産力の向上	(3)農業用排水能力の向上	(4)農林水産業経営の合理化(非公共)	(5)森林整備の効率化	(6)洪水被害危険度の軽減	(1)歩行者等の安全性の確保	(2)災害に強い道路の確保	(3)都市災害防止	(4)交差点の安全性、円滑性の向上	(1)洪水被害の防止	(2)土石流被害の防止	(3)崖崩れ被害の防止	(4)地滑り被害の防止	(1)鳥獣被害の軽減	
主要目標項目	I 県民生活の豊かさで経済の発展を支える基盤充実	I-1.交通の利便性の向上	(1)生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上														●注	●注	●注									
			(2)市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上																●注	●注	●注							
			(3)市街地内の交通の円滑化					●														●注						
			(4)集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上										●	●			●	●		●注	●注	●注						
	I-2.生活環境の向上	(1)森林機能の維持・向上					●				●						●	●										
		(2)憩い空間の創出					●				●																	
		(3)生活排水処理機能の向上																										
		(4)良好な市街地空間の確保	●		●					●	●								●		●							
		(5)適正な居住空間の確保																										
		(6)歩行者等の通行空間の確保						●	●		●								●	●	●							
		(7)道路景観の向上						●	●		●																	
	I-3.農林水産業の振興	(1)中山間地域等の農村生活・生産機能の向上											●	●														
		(2)農業生産力の向上													●			●										
		(3)農業用排水能力の向上											●	●				●										
		(4)農林水産業経営の合理化(非公共)						●																				
		(5)森林整備の効率化						●								●												
		(6)洪水被害危険度の軽減																●										
	II 暮らしと経済活動の安全性確保	II-1.交通の安全性の向上	(1)歩行者等の安全性の確保	●	●	●	●		●	●	●	●							●	●	●							
			(2)災害に強い道路の確保	●	●	●	●				●									●		●						
			(3)都市災害防止			●					●										●		●					
			(4)交差点の安全性、円滑性の向上							●	●	●								●		●						
		II-2.洪水・土砂被害の防止	(1)洪水被害の防止																									
			(2)土石流被害の防止					●																				
			(3)崖崩れ被害の防止																									
(4)地滑り被害の防止																												
II-3.鳥獣被害の防止		(1)鳥獣被害の軽減										●	●		●													

「II-1.(1)歩行者等の安全性の確保」、「II-1.(2)災害に強い道路の確保」、「II-1.(4)交差点の安全性、円滑性の向上」を主要目標とする事業(地区・箇注)所の副次効果の評価にあたり、「I-1.交通の利便性の向上」に基づく副次効果項目については、いずれか1項目のみを抽出し評価を行う。

(4)公共事業等事前評価システムの評価の流れ

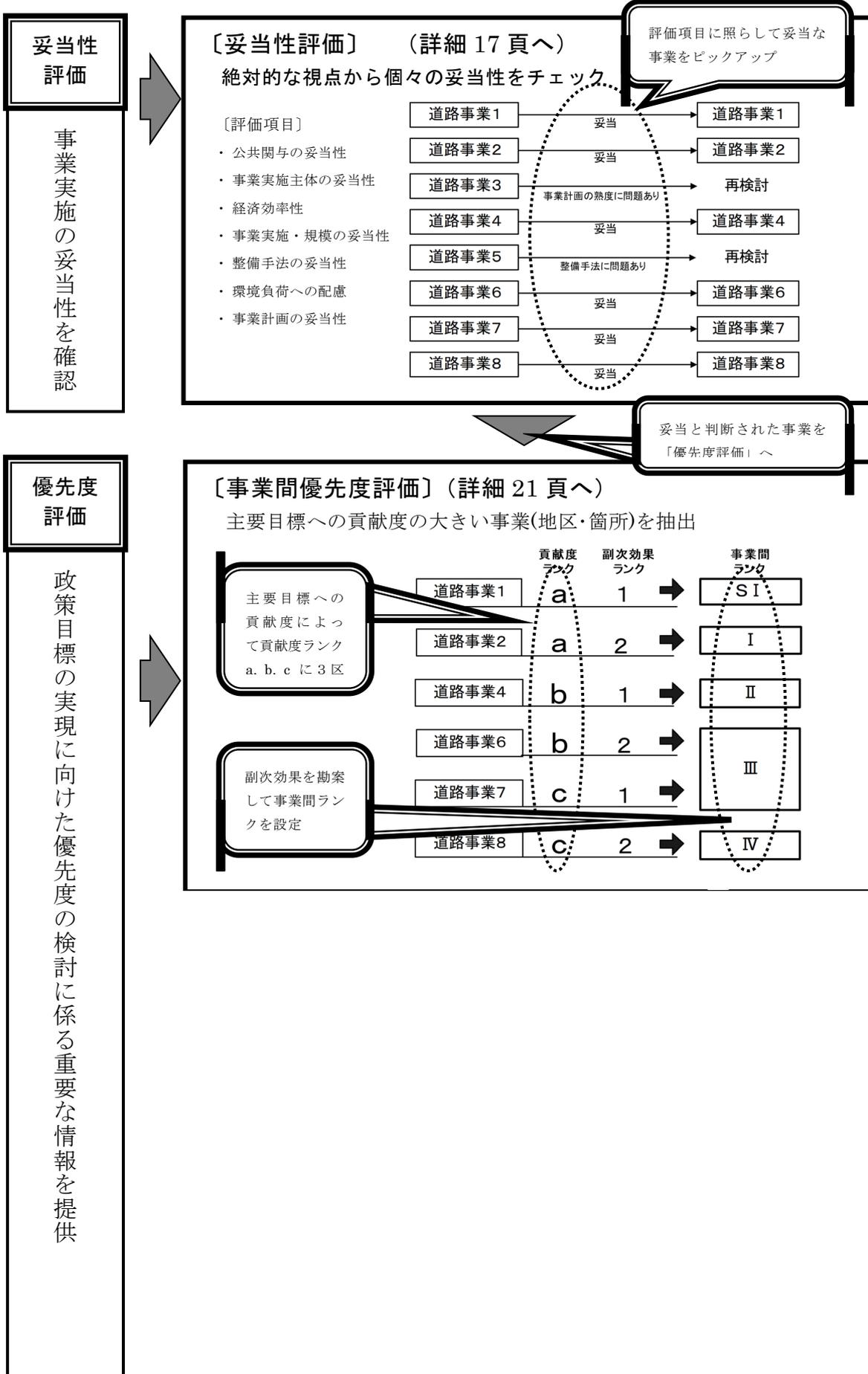
公共事業等事前評価システムの全体構成と評価の流れを、道路事業を例に、図表15に示す。

まず、「妥当性評価」で事業実施の是非を判断する。

次に、妥当と判断された事業(地区・箇所)を対象に、「事業間優先度評価」を実施する。ここでは、事業(地区・箇所)ごとに、「主要目標への貢献度」と「副次効果」を評価し、貢献度ランクを「a」、「b」、「c」の3ランクに区分し、副次効果ランクを「1」、「2」の2ランクに区分する。この2つの評価結果から、事業間ランクを「SI」、「I」、「II」、「III」、「IV」の5ランクに区分し、事業間の優先度を判断する。

注) 「地滑り被害の防止」については、災害復旧事業に準じるものとして、優先度評価を実施せず、妥当性評価のみを実施して事業実施の是非を判断するものとする。

図表 15 事前評価システムを構成する評価項目と評価の流れ



3. 妥当性評価の方法

(1) 妥当性評価の目的と仕組み

妥当性評価は、効果的・効率的な公共事業の実施に向け、個別の事業(地区・箇所)計画を対象に、実施に当たって妥当性を有しているかどうかを判断するために行うものである。

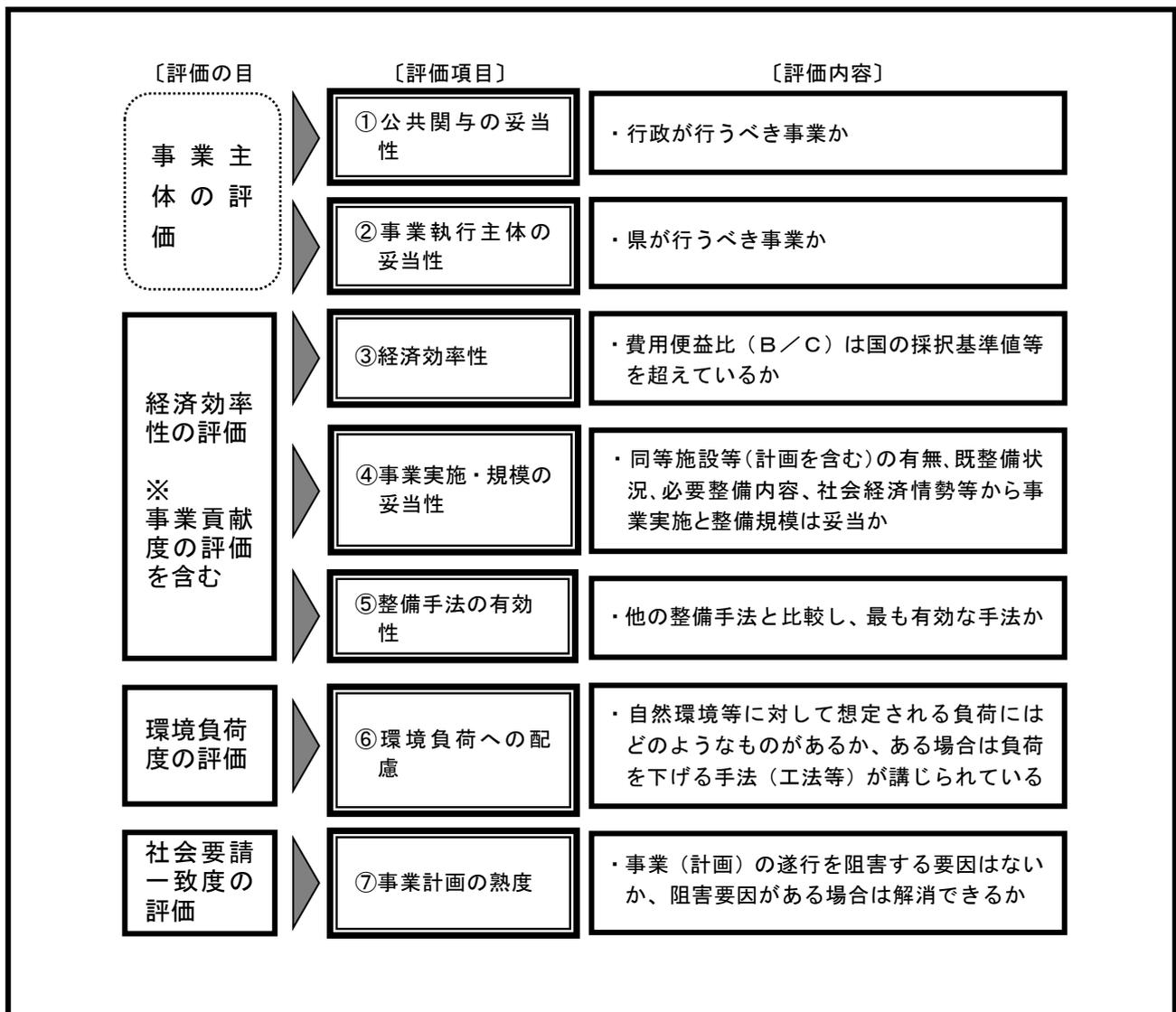
事業実施の是非を判断する上で必須の項目全てに妥当性を説明できるかどうかを確認し、全ての項目で妥当性が確認されれば引き続き優先度評価を実施する。妥当性を明確に説明できない評価項目がどれか一つでもある場合は、当該事業(地区・箇所)は現段階では実施妥当性を有さないものとし、次年度以降の再検討事業とする仕組みである。

(2) 評価項目の設定

妥当性評価の評価項目、評価内容を図表16に示す。

妥当性評価では、まず、県関与の妥当性を評価し、次に、公共事業評価の目的で設定した測定項目ごとに妥当性を評価する。これらの評価項目は、事業実施の是非を定量的、定性的に判断するための必須項目であることから、全ての条件を満たす必要がある。

図表16 妥当性評価の評価項目



(3)評価の方法

①公共関与の妥当性

「公共関与の妥当性」では、公共が関与する必要がある事業であることを説明する。

検討に当たっては、次の「検討の視点」を基本に、該当する項目について、評価対象事業(地区・箇所)の性格に応じた具体的な理由を述べる。

図表17 「公共関与の妥当性」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 初期投資、維持管理、運営に見合う料金徴収の困難さ（民間参入の困難さ）・ 個人的利益に比べた社会的利益の大きさ・ 社会的な不利益や損失の是正・ 市場の不完全性の補完・ 地域独占的事業への関与・ 公平性（シビルミニマム）の確保 <p style="text-align: right;">等</p>

②事業執行主体の妥当性

「事業執行主体の妥当性」では、国や市町村ではなく、本県が実施すべき理由を説明する。

検討に当たっては、次の「検討の視点」を基本とする。県代行事業など、「検討の視点」に該当しない理由がある場合は、当該理由を整理し説明する。

なお、法令や補助要件等で規定されている場合は、**法令等の名称及び要点**を、効果が広域的に発生する場合は**その概ねの地理的範囲**を、また、市町村との役割分担が定めてある場合はその**役割分担の内容**を具体的に説明する。

図表18 「事業執行主体の妥当性」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法令や補助要件等で規定（法令等の名称及び要点）・ 市町村を越えて効果が広域的に発生（概ねの地理的範囲）・ 市町村との役割分担（役割分担の内容） <p style="text-align: right;">等</p>

③経済効率性

「経済効率性」では、費用便益分析の結果（費用便益比：B/C）を整理し、国の採択基準値等を超えていることを説明する。

なお、事業規模から費用便益分析の実施が事業費の相当部分を占めることになる事業（地区・箇所）は、経済効率性が確保されていることを定性的に説明する。

図表 19 「経済効率性」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 費用便益比（B/C）の国の採択基準値等との比較
--

④事業実施・規模の妥当性

「事業実施・規模の妥当性」では、まず、事業貢献度の状況、同等施設等（計画を含む）の有無、既整備状況、工期等を確認し、当該施設からみて評価対象事業（地区・箇所）を実施することが妥当であるか検討し、説明する。次に、当該事業（地区・箇所）の必要整備内容とその根拠を定量的に整理し、整備規模の妥当性を説明する。

なお、同等施設等（計画を含む）がない場合は、その旨を記載する。

図表 20 「事業実施・規模の妥当性」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業貢献度の程度・ 工期・ 同等施設等（計画を含む）、既整備施設との比較・ 必要整備内容とその根拠

⑤整備手法の有効性

「整備手法の有効性」では、まず、評価対象事業（地区・箇所）の計画案とは異なる他の整備手法の有無を確認する。他の整備手法がある場合は、次の「検討の視点」により比較・検討し、当該計画案の整備手法が最も有効な手法であることを説明する。

なお、他の整備手法が想定できない場合も、「検討の視点」に基づいて、対象事業の整備手法の妥当性を説明する。

図表 21 「整備手法の有効性」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業効果・ コスト・ 整備完了時期・ 耐用年数・ 要配慮者への配慮等
--

⑥環境負荷等への配慮

「環境負荷等への配慮」では、まず、自然環境等(生態系、生活、景観等)への負荷として、どのようなものが想定されるのか、その内容について整理し、説明する。

想定される負荷がある場合には、その負荷を下げる手法、工法等を具体的に整理し、自然環境等(生態系、生活、景観等)に対して十分に配慮していることを説明する。また、負荷がない場合には、「ない」と明記する。

なお、環境アセスメントを実施した場合は、その結果を整理し、説明する。

公共事業景観検討実施要領に基づき景観検討を実施した事業については、その結果を整理し、説明する。

図表 2 2 「環境負荷への配慮」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 想定される自然環境等（生態系、生活者、景観）への負荷・ 負荷が懸念される場合は、その負荷を下げる手法・工法

⑦事業計画の熟度

「事業計画の熟度」では、まず、地元の同意や法手続きなど、事業(計画)の遂行を阻害する要因について整理する。

阻害する要因がある場合には、その解消方法、解消状況について整理し、事業計画の熟度に問題がない旨を説明する。特に、畜産環境対策事業など、周辺地域住民が生活環境に影響を及ぼすと考える施設については、十分な同意が得られていることを説明する。

また、阻害要因がない場合は、「ない」と明記する。

図表 2 3 「事業計画の熟度」の検討の視点

<p>〔検討の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業（計画）の遂行を阻害する要因（地域の同意、法手続き等）・ 阻害要因がある場合、その解消方法、解消状況（地元説明会・研究会、P I 手法等）

⑧総合評価

①から⑦までの評価結果から総合的に検討し、評価対象事業(地区・箇所)の実施妥当性について説明する。

4. 事業間優先度評価の方法

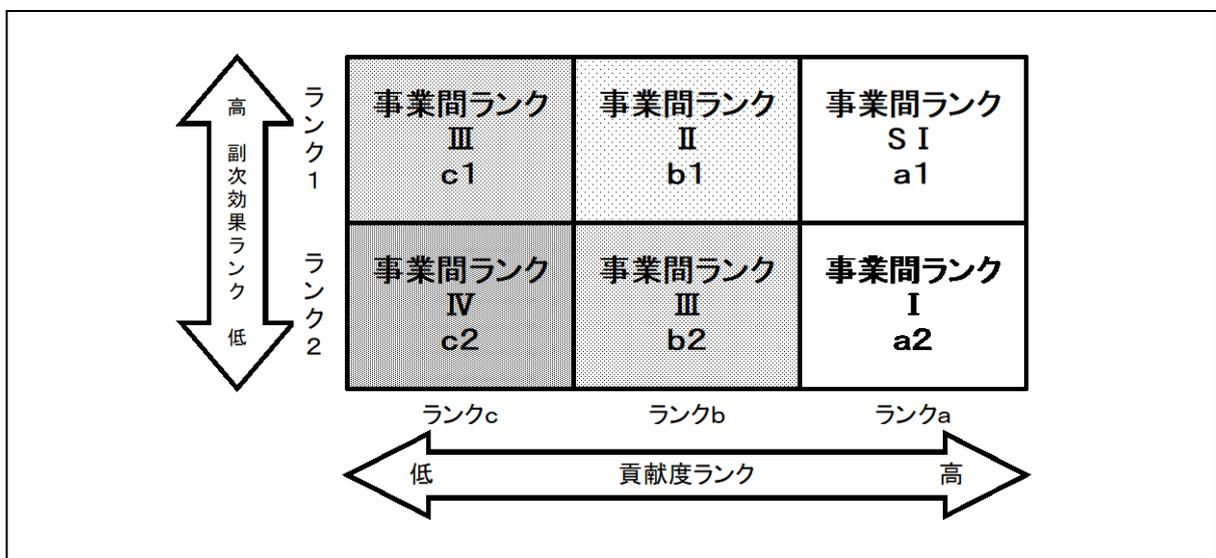
(1) 事業間優先度評価の目的と仕組み

「事業間優先度評価」では、「妥当性評価」で妥当と判断された事業を対象に、同一主要目標内での事業間の優先度を検討し、「事業間ランク」を設定する。目標が異なる事業(地区・箇所)同士では、比較検討は行わない。

事業間優先度評価の方法は、先に示した主要目標体系、副次効果体系を基に、主要目標に対する貢献度が高い事業ほど、また、該当する副次効果項目が多い事業ほど優先度が高くなるように設定する。

優先度分類は、図表 2 4 に示すように、事業間ランク「S I」、「I」、「II」、「III」、「IV」に分類する。事業間ランクは、貢献度ランクが高い事業(地区・箇所)ほど高くなるようにし、加えて、副次効果ランクが高い場合は 1 ランク上がる仕組みとする。

図表 2 4 事業間優先度評価の考え方と優先度区分



(2) 貢献度評価

① 貢献度指標の設定

主要目標に対する貢献度の測定を行うため、公共事業政策の目標として設定した主要目標のねらいをまず整理する。このねらいから、貢献度指標を設定するための考え方を導き出し、さらに優先順位付けの考え方を定める。次に、優先順位付けの考え方に沿った貢献度指標を主要目標ごとに設定する。これを図表 2 6、2 7 に示す。なお、貢献度指標の設定に当たっては、図表 2 5 に示す公平性、効率性の 2 つの視点を考慮している。

図表25 貢献度指標設定の視点

<p>公平性</p>	<p>一人当たり、あるいは一戸当たり等の現状水準・効果を現す概念である。 機会均等の実現を表現する指標</p>
<p>効率性</p>	<p>事業の対象となる人数・戸数等の総量を現す概念である。 社会全体への効果発現の最大化を表現する指標</p>

指標数は、各主要目標のねらいを直接的に示すことで県民が主要目標と貢献度指標の関係を理解しやすくするため、また、評価方法が複雑になることを防ぐことで、県民が指標と貢献度ランクの関係を理解しやすくするため、原則4つまでとする。

図表 2 6 各主要目標の貢献度指標の設定 (1)

主要目標	主要目標のねらい	貢献度指標設定の考え方	優先順位付けの考え方	視点		貢献度指標	
				公平性	効率性		
1 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	地方生活圏中心都市・2次生活圏中心都市 ^注 や拠点機能(高速道路IC、特急停車駅等)へのアクセスの円滑化を図るため、対象区間において、一定速度以上の走行が可能となる道路整備を進める。	生活圏中心都市等へのアクセスは、幹線交通網の整備によって、より多くの県民がより迅速にアクセスできる交通環境の構築が要請されることから、混雑時走行速度に加え、効率性の視点から自動車交通量を加えた指標構成とする。	●	●	混雑時走行速度 自動車交通量	
	(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	市町村中心地や大規模拠点施設(工業団地、大規模集客施設等)へのアクセスの確実性の向上と円滑化を図るため、整備水準の低い区間(狭小幅員、高さ制限、重量制限)の道路整備を進める。	市町村中心地等へのアクセスは、全ての県民が、どこに居住していても円滑かつ安心してアクセスできる環境を公平に享受できることが重要であることから、道路改良率と混雑時走行速度の公平性指標のみによって構成する。	●	●	道路改良率 混雑時走行速度	
	(3) 市街地内の交通の円滑化	市街地内の円滑な移動性を確保するため、交通渋滞や混雑が著しい区間の改善を図る。	市街地の交通の円滑化については、より多くの人々が混雑を回避できる環境を創出することが必要であることから、混雑度に加え、効率性指標である自動車交通量を加えた指標構成とする。	道路の混雑度が高く、利用者が多い区間を優先する。	●	●	自動車交通量 混雑度
	(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	集落相互間及び最寄り道路から小規模拠点施設(公共・公益施設、農林水産業施設等)へのアクセスの確実性の向上を図るため、整備水準の著しく低い区間(狭小幅員、高さ制限、重量制限)の道路整備を進める。	集落間・小規模拠点等へのアクセスについては、自動車同士のすれ違いが困難な区間を改良し、まずは円滑なアクセスが可能とすることが重要であることから、公平性指標である全幅員4m以上道路延長率を指標とする。	安全に通行する幅員に満たない区間を優先する。	●	●	全幅員4m以上道路延長率
I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	2 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上	森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるため、荒廃の進んでいる森林	森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、荒廃の進んでいる森林や、荒廃が進む可能性の高い森林を優先して整備する必要があることを踏まえ、公平性の観点から、要整備森林の状況と林分密度を指標として選定する。また、地区だけでなく、流域全体も考慮する仕組みとするため、公平性指標である荒廃度を加えた指標構成とする。	●	●	要整備森林の状況 林分密度 流域の荒廃度
		(2) 憩い空間の創出	より多くの人々に憩い和める空間を提供するため、利用しやすい場所に大規模な公園を整備する。	大規模公園については、多くの利用者数が見込まれる公園を優先するため、効率性指標である計画年間利用者数を指標とするが、利用しようと思えばいつでも利用できる生活環境をより多く県民が享受できるようにするため、効率性指標である30分アクセス可能人口の割合をもう一つの指標として設定する。	●	●	計画年間利用者数 30分アクセス可能人口の割合
		(3) 生活排水処理機能の向上	県民の生活排水処理に係る環境改善を図るため、生活排水処理水準の低い地域の施設整備を進める。	生活排水処理機能については、整備の遅れている市町村で、人口密度が高く効率的に実施できる地区を優先するため、公平性指標である市町村の生活排水クリーン処理率に、効率性指標である計画地域の人口密度を加えて優先度を検討することとする。	生活排水のクリーン処理率が低く、計画区域内人口密度の高い地区を優先する。	●	●
	(4) 良好な市街地空間の確保	良好な市街地空間を確保するため、区画の成りや土地の有効利用、公共空間の確保等を進める。	良好な市街地の形成については、道路や公園等の公共施設の割合を増加させ、ゆとりある安全な空間を創出することを目的としていることから、公平性指標である公共施設比率の増分を指標として設定する。また、効果の大きい地区を優先して実施するため、公平性指標である宅地価格の上昇率、及び効率性指標である面積当たりの受益者数を指標に加えることとする。	受益者数が多く、公共施設と宅地価格の上昇率が高い地区を優先する。	●	●	公共施設比率の増分 宅地価格の上昇倍率 面積当たり受益者数
	(5) 適正な居住空間の確保	県民の適正な居住水準を確保・維持するため、老朽化した公営住宅の建て替えを進める。	県営住宅については、老朽度の高い施設の建て替えを中心に実施していることから、公平性指標である県営住宅の老朽度を指標とする。また、同じく公平性指標である住戸面積を考慮することによって、生活環境改善の必要性を加味することとする。	老朽度が高く、住戸面積が小さい住宅を優先する。	●	●	老朽度 住戸面積
	(6) 歩行者等の通行空間の確保	歩行者や自転車利用者の快適な通行空間の確保、およびユニバーサルデザインの導入を推進する。	利用者が多い区間、地域の顔となる駅の周辺、公共施設の利用に配慮すべき区間の歩行環境等を向上させる。また、他事業と連携し、一体的な事業とすることで、工期、コストの圧縮を図るとともに、相乗的な効果が期待できる。これらのことから、受益者数、公共施設へのアクセス性向上、他事業との連携を指標として設定する。	利用者(受益者)の多い区間、地域の顔となる駅の周辺、ユニバーサルデザインを導入すべき区間、他事業との一体施工区間の事業を優先する。	●	●	歩行者・自転車交通量 主要駅(特急停車駅)からの距離、又は駅と公共施設の連携 他事業との連携
	(7) 道路景観の向上	都市や観光地等において、景観整備による魅力向上を図る事業を進める。	主要観光地においては、景観に対する配慮が必要である。また、上位計画に基づき、官民一体となり、良好な景観、観光地作りに取り組んでいる地域を支援する。これらのことから、都市計画での位置づけ、景観形成への取り組み、他事業との連携を指標として設定する。	主要観光地、景観形成に関する意欲が高い地域、他事業との一体施工区間の事業を優先する。	●	●	主要観光地 景観形成に取り組んでいる地域
3 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上	農村の定住促進を図るため、農村生活・生産環境基盤の一体的な整備を進める。	中山間地域の生産機能と農村生活環境を共に向上させることを目的としている。そのため、生産機能向上にかかる指標として、効率性の観点から面積当たりの農業所得増加額に加え、農村生活環境向上にかかる指標として、より多くの人々に効果が及ぶようにするため、効率性の観点から、整備する農業生活環境の主要な要素となっている生活環境施設、農村公園、交流施設の受益者数・利用者数を指標として設定する。	●	●	面積当たり農業所得増加額 施設当たり生活環境施設受益者数 面積当たり農村公園受益者数 交流施設当たり利用者数	
	(2) 農業生産力の向上	農業生産力の向上(生産額の増加、生産経費の削減)を図るため、農業生産基盤の整備を進める。	農業生産力の向上については、農業生産額の向上と生産経費の削減を図ることを目的としているため、効率性の観点から、生産額から生産経費を差し引いた農業所得を対象に、その増分を指標として設定する。	●	●	面積当たり農業所得増加額	
	(3) 農業用排水能力の向上	農業用排水機能を維持・強化するため、用排水施設の整備や老朽化した同施設の更新を進める。	農業用排水能力の向上については、既存施設の更新を意図しており、また既存施設の用排水能力が不足している地区を優先するため、公平性の観点から、施設老朽度と用排水能力向上率を指標として設定する。	既存施設の老朽化が進んでおり、用排水能力も劣っている地区を優先する。	●	●	施設老朽度 用排水能力向上率

注) 地方生活圏中心都市：甲府市、富士吉田市 2次生活圏中心都市：甲州市、山梨市、韮崎市、都留市、大月市、身延町

図表27 各主要目標の貢献度指標の設定(2)

主要目標	主要目標のねらい	貢献度指標設定の考え方	優先順位付けの考え方	視点		貢献度指標	
				公平性	効率性		
I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	3 農林水産業の振興	(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)	農林水産業経営の合理化については、農林水産業の経営効率の向上を目的とする事業と、交流環境の向上を目的とする事業があるため、公平性指標である受益一戸当たり所得増加額と効率性指標である交流施設等当たり利用者数を指標として設定する。また、非公共事業の目的を踏まえ、財政が厳しい市町村を優先するという公平性の観点から、市町村の財政力指数を考慮する仕組みとする。	財政が厳しい市町村で、農林水産業所得増加額が大きく、かつ施設の利用者数が多い地区を優先する。	●	受益一戸当たり所得増加額	
		(5) 森林整備の効率化	森林の持つ公益的機能の維持・向上や林業生産の効率化等を図るため、森林へのアクセスを改善する。	林道利用区域内の伐採対象人工林の割合及び人工林率が高く、林道から徒歩で30分以内に到達可能な範囲内森林の人工林率が高い区間を優先する。	●	林道利用区域内の人工林の割合	
		(6) 洪水被害危険度の軽減	農業用排水機能を維持・強化すると共に、洪水から県民の生命・財産を守るため、用排水施設の整備や老朽化した同施設の更新を進める。	洪水被害危険度の軽減については、既存施設の更新を意図しており、また既存施設が壊滅し災害発生危険度が高い地区を優先するため、公平性の観点から、ため池決壊の構造的危険度と決壊に伴う下流域への影響度を指標として設定する。	既存施設の老朽化に伴い、施設の脆弱化が進行し、災害発生危険度が高い地区を優先する。	●	ため池決壊の構造的危険度
	1 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	県民の安全・快適な歩行空間等を確保するため、バリアフリー化や歩道の整備を進める。	歩行者等の安全性については、通学路の指定のある地区等や現況の歩道幅員の狭い地区を優先して実施するため、公平性の観点に基づきこれらの指標を設定するとともに、自動車交通量、歩行者・自転車交通量を加味し、事業の効率性を併せて考慮することとする。また、歩道がないために通学路指定できない道路があり、小・中学校周辺等で、歩道設置の要望が高いことに配慮する。	歩行者・自転車及び自動車の交通量が多く、通学路等求められる安全水準の高い区間を優先する。	●	歩行者・自転車交通量
		(2) 災害に強い道路の確保	豪雨や地震時にも安全に通行できる道路を確保するため、安全性の低い橋梁やトンネルの改良、道路への落石等の防止を図る。	災害に強い道路の確保については、まずは耐震性の低い橋梁の改良や落石の危険のある箇所等の解消が目的となるため、公平性の観点から、危険度・損傷度等(点検結果等)を指標として設定する。また、保全する路線の重要性を考慮するため、公平性の観点から緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定を加味するとともに、より多くの人々が効果享受することを重視し、効率性の観点から自動車交通量を加えることとする。	安全水準が低く、緊急性を要する区間を優先する。	●	危険度
		(3) 都市災害防止	災害時において道路等の遮断を回避、また電気・通信等のライフラインを確保するための事業を進める。	保全する路線の防災面から見た重要性、被災した場合の、社会的影響の大きさを考慮した。また、他事業と連携し、一体的な事業とすることで、工期、コストの圧縮を図れるとともに、相乗的な効果が期待できる。これらのことから、緊急時における公共性、影響を受ける利用者数、他事業との連携を指標として設定する。	公共性(緊急性)の高い区間、および機能遮断の影響が大きい区間、他事業との一体施工区間を優先する。	●	緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上		交通事故、渋滞等、安全で円滑な通行環境のネックとなっている交差点の改良を進める。	交通事故発生率が高い区間、交通量の多い区間の事業を実施することで、効率的な事故削減対策が図られる。また、道路構造令に示された基準を満たしていない交差点等があり、安全性、機能性の面から、改善が望まれる。	事故の発生確率、交通事故の影響が多い区間、道路構造令に示された基準を満たしていない区間の対策を優先する。	●	死傷事故率	
II 暮らしと経済活動の 安全性確保	2 洪水・土砂被害の防止	(1) 洪水被害の防止	洪水から県民の生命・財産を守るため、災害発生時の影響が高い河川の改修を進める。	現況の流下能力が低く、過去に浸水被害実績があり、想定氾濫区域内における災害発生時の影響が高い河川を優先する。	●	改修目標流量に対する現況流下能力の割合	
		(2) 土石流被害の防止	土石流災害から県民の生命・財産を守るため、災害発生時の危険度の高い区域に保全施設等の整備を進める。	土石流被害の防止については、必要性を判断するため、災害実績と土砂整備率を設定する。また、被害が発生する場合の影響の大きさを考慮することとし、土砂災害警戒区域内等における災害発生時の影響の有無をもう一つの指標として設定する。	●	災害実績	
		(3) 崖崩れ被害の防止	崖崩れ災害から県民の生命を守るため、災害発生時の危険度の高い区域に保全施設等の整備を進める。	崖崩れ被害の防止については、必要性を判断するため、災害実績と保全人家戸数を設定する。また、被害が発生する場合の影響の大きさを考慮することとし、土砂災害警戒区域内等における災害発生時の影響の有無をもう一つの指標として設定する。	●	災害実績	
	害3 の鳥 防 止 被	(1) 鳥獣被害の軽減	鳥獣等による農林産物の被害を軽減するため、防御施設の整備を進める。	鳥獣被害の防止については、より効果的な地区から整備をするという効率性の観点から、面積当たり被害額の大きい地区を優先するよう、当指標を設定する。	●	計画防獣面積当たり年想定被害軽減額	

②基準値の設定

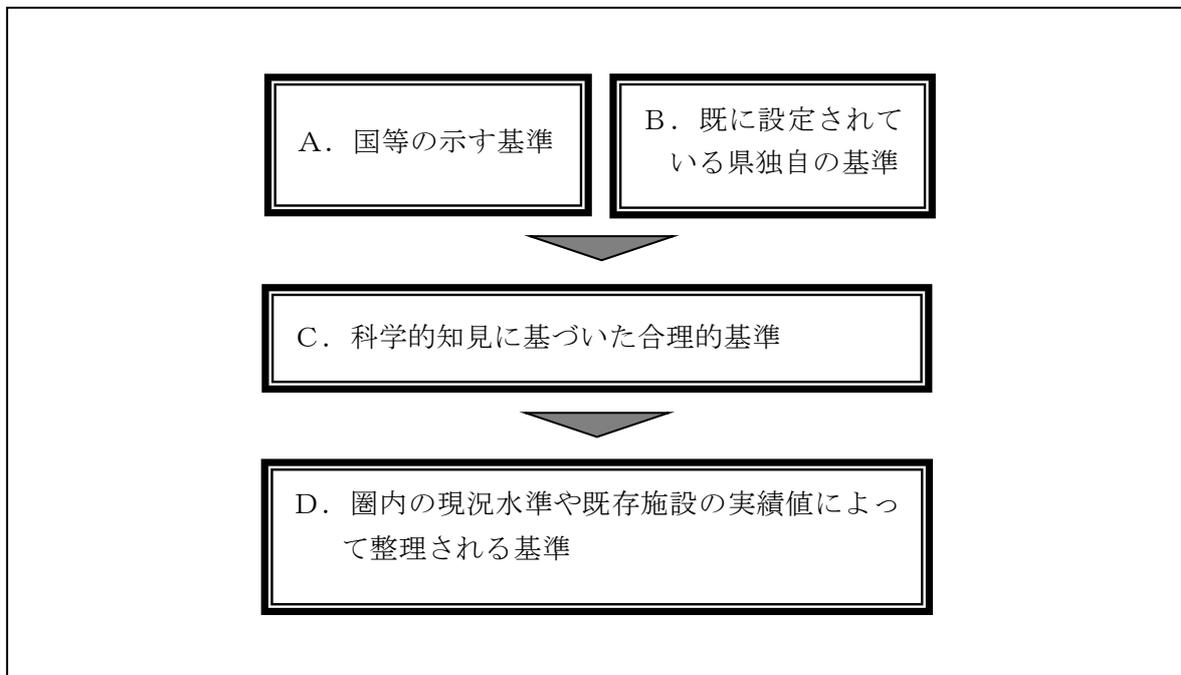
基準値は、現在の整備水準が他の地域や過去と比較して既に高い水準にあるのか、未だ低い水準に留まっているのかに関わらず、あるべき水準として設定されるものである。そのため、この水準を満たしている（又はいない）事業(地区・箇所)については優先して実施するものとし、こうした考え方に基づいて基準値を設定するものとする。

基準値の設定に当たっては、図表28に示す手順に従って検討する。まず、設定した貢献度指標ごとに、国等または県独自で設定している基準（目標）の有無を確認し、その基準（目標）がない場合には科学的知見に基づいた合理的基準の有無を検討する。合理的基準とは、例えば「車椅子がUターンできる歩道幅員は1.4m以上」など、社会的に設定されている、あるいは、算出できる基準値を指す。

さらに、国等または県独自の基準値がない場合には、県内の平均的な水準をもとに優先度を判定できるように、県内の現況水準や既存施設の平均的な実績値から基準値を設定する。

このようにして設定した基準値を、図表29、30に示す。

図表28 基準値の検討ステップ



図表 29 貢献度指標毎の基準値 (1)

主要目標	視点		評価指標	評価基準の設定			基準値設定の視点				
	公平性	効率性		評価基準	基準値	範囲	国提示	県独自	科学的知見	現況水準	
1 交通の利便性の向上	(1) 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上	●	・混雑時走行速度	長期構想目標値	30km/h	以下		○			
		●	・自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	以上				○	
	(2) 市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上	●	・道路改良率	県管理道路の平均値	65.0%	未満				○	
		●	・混雑時走行速度	長期構想目標値	30km/h	以下		○			
	(3) 市街地内の交通の円滑化	●	・自動車交通量	県管理道路(市街地)の平均値	7,387台/12h(平日)	以上				○	
		●	・混雑度	渋滞の発生混雑度	1.25	以上			○		
	(4) 集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上	●	・全幅員4m以上道路延長率	県内市町村道の平均値	65.0% 83.0%	以下				○	
	2 生活環境の向上	(1) 森林機能の維持・向上	●	・要整備森林の状況	林内状況5段階中位置	段階3	以上		○		
			●	・林分密度	要整備森林の平均収量比数	0.8	以上				○
			●	・流域の荒廃度	林野庁採択基準	0.5%	以上		○		
		(2) 憩い空間の創出	●	・計画年間利用者数	県内既存広域公園の平均値	208,022人/年	以上				○
			●	・30分アクセス可能人口の割合	県内既存広域公園の平均値	12%	以上		○		○
(3) 生活排水処理機能の向上		●	・生活排水クリーン処理率	整備構想目標値	88.9%	以下		○			
		●	・計画地域人口密度	未整備地域の中央値 国土交通省採択基準	農業排:10人/ha 下水道:40人/ha	以上		○		○	
(4) 良好な市街地空間の確保		●	・公共施設比率の増分	施行済み区域の平均値	0.15	以上				○	
		●	・宅地価格の上昇倍率	施行済み区域の平均値	1.57	以上				○	
(5) 適正な居住空間の確保		●	・面積当たり受益者数	用途地域平均値	4,100人/k㎡	以上				○	
		●	・老朽度	対象住棟の耐用年数経過率	0.67	以上				○	
(6) 歩行者等の通行空間の確保		●	・住戸面積	対象住棟の最大住戸面積	50.0㎡	以下				○	
	●	・歩行者・自転車交通量	県管理道路の平均値	80人台/12h	以上				○		
	●	・主要駅(特急停車駅)からの距離、又は駅と公益施設との連携	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に準拠	概ね1km 駅と公益施設を結ぶ道路	以内		○				
(7) 道路景観の向上	●	・他事業との連携	一体施工の有無	—	有		○				
	●	・主要観光地	該当非該当	—	該当		○				
3 農林水産業の振興	(1) 中山間地域等の農村生活・生産機能の向上	●	・面積当たり農業所得増加額	過年度事業の平均値	1,322円/ha	以上				○	
		●	・施設当たり生活環境施設受益者数	過年度事業の平均値	245人/カ所	以上				○	
		●	・面積当たり農村公園受益者数	過年度事業の平均値	762人/千㎡	以上				○	
		●	・交流施設当たり利用者数	過年度事業の平均値	65人/日/施設	以上				○	
	(2) 農業生産力の向上	●	・面積当たり農業所得増加額	過年度事業の平均値	作業転換あり 2,429千円/ha 1,214千円/ha 作業転換なし 810千円/ha 405千円/ha	以上				○ ○ ○ ○	

I 県民生活の豊かさや経済の発展を支える基盤充実

図表 30 貢献度指標毎の基準値 (2)

主要目標	視点 公平性 効率性	評価指標	評価基準の設定			基準値設定の視点						
			評価基準	基準値	範囲	国提示	県独自	科学的知見	現況水準			
I 県民生活の豊かさ と経済の発展を支える 基盤充実	3 農林水産業の振興	(3) 農業用排水能力の向上	●	・施設老朽度	耐用年数からみた老朽化の進行具合	1.00	以上			○		
			●	・用排水能力向上率	用排水能力	1.00	以上			○		
		(4) 農林水産業経営の合理化(非公共)	●	・受益一戸当たり農林水産所得増加額	過年度事業の平均値	林業：13千円 農業：104千円	以上				○	
			●	・交流施設等当たり利用者数	過年度事業の平均値	林業：19人/施設・日 農業：20,131人/施設・年	以上				○	
			●	・市町村の財政力指数	市町村平均値	0.423	以下				○	
			●	・林道利用区域内の人工林における伐採対象人工林の割合	県内県有林の圃齢級以上人工林における森林蓄積200ha以上の割合	36.5%	以上		○			
	(5) 森林整備の効率化	●	・林道利用区域内の人工林率	県内既存林道の平均値	69.9%	以上				○		
		●	・林道から徒歩で30分以内に到達できる範囲内森林の人工林率	県内既存林道の平均値	70.0%	以上				○		
	(6) 洪水被害危険度の軽減	●	・ため池決壊の構造的危険度	構造的危険度判定	67点	以上				○		
		●	・ため池決壊に伴う下流域への影響度	下流域への影響度判定	9点	以上				○		
	II 暮らしと経済活動の 安全性確保	1 交通の安全性の向上	(1) 歩行者等の安全性の確保	●	・歩行者・自転車交通量	県管理道路の平均値	80人台/12h	以上				○
				●	・自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	以上				○
●				・通学路の指定、又は園児、児童、障害者等交通弱者の交通量、又は小中学校からの距離	指定有無 国土交通省指標 通学路指定を想定	— 40人/日 概ね1km	有 以上 以内				○	
●				・現況の歩道幅員	車椅子Uターン可能幅	1.4m	未滿	○				
(2) 災害に強い道路の確保			●	・危険度	落石等：要対策・要監視・対策不要の判定 橋梁等①耐震未補強・耐震補強済・対策不要の判定 橋梁等②耐荷未補強・耐荷補強済・対策不要の判定	— — —	— — —	落石等：要対策・要監視 橋梁等：耐震未補強・耐荷未補強	○			
			●	・損傷度等	落石等：通行止め実績 橋梁等：損傷状況による対策区分	—	—	落石等：2回 橋梁等：—	—	○		
			●	・緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定	第一次・二次緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定の有無	—	—	有		○		
			●	・自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	以上				○	
			●	・緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定	第一次・二次緊急輸送道路又は重要物流道路等の指定の有無	—	—	有		○		
(3) 都市災害防止		●	・自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	以上				○		
		●	・他事業との連携	一体施工の有無 整備済区間に連続する区間の有無	—	—	有		○			
		●	・死傷事故率	事故危険箇所抽出基準以上	100件/億台キロ	以上		○				
(4) 交差点の安全性、円滑性の向上		●	・自動車交通量	県管理道路の平均値	3,340台/12h(平日)	以上				○		
		●	・道路構造令への適合	道路構造令の平面交差点に関する事項の適合	—	—	不適合	○				
2 洪水・土砂被害の防止		(1) 洪水被害の防止	●	改修目標流量に対する現況流下能力の割合	事業採択された改修事業の平均値	0.4	以下				○	
			●	浸水被害又は水防活動の実績	過去の浸水被害実績又は水防活動実績の有無	—	—	有		○		
			●	想定氾濫区域内における災害発生時の影響	重要な公共施設又は要配慮者利用施設の有無	—	—	有		○		
		(2) 土石流被害の防止	●	災害実績	当該渓流における過去の災害実績の有無	—	—	有		○		
	●		土砂整備率	現況の流出土砂量に対する既設砂防施設等による整備率	70%	未滿				○		
	●		土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	重要公共施設の有無	—	—	有		○			
	(3) 崖崩れ被害の防止	●	災害実績	過去の災害実績の有無	—	—	有		○			
		●	保全家戸数	国土交通省採択基準	5戸	以上		○				
		●	土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区内における災害発生時の影響	重要公共施設の有無	—	—	有		○			
3 被害の軽減	(1) 鳥獣被害の軽減	●	・計画防御面積当たり年想定被害軽減額	過年度事業の平均値	508千円/ha・年 254千円/ha・年	以上				○ ○		

③貢献度評価の方法

貢献度評価は、以下の方法によって行う。まず、設定している貢献度指標ごとに、当該指標値が基準値を満たしているかどうかを判定し、次に、基準値を満たしている指標の組み合わせによって貢献度ランクを設定する。

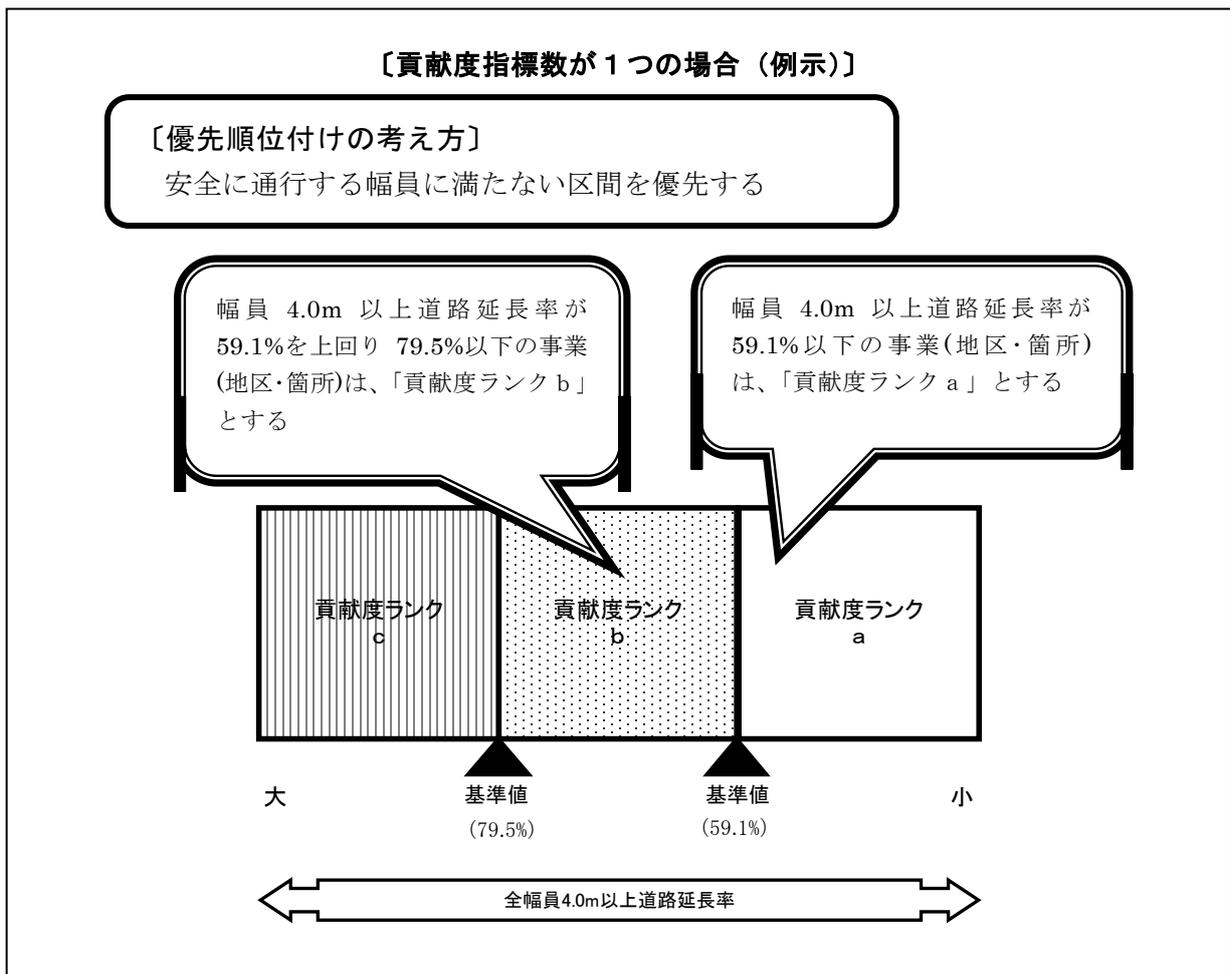
以下に、1から4の指標数に応じて、貢献度ランクの区分方法を例示する。なお、貢献度指標が5つ以上の場合、理論上は階層型の評価方法でランク付けが可能であるが、構造が複雑になり、指標と貢献度ランクとの関係の理解が難しく、アカウントビリティの確保も困難となる。そのため、評価指標が5つ以上になる場合は、評価項目ごとに得点化することによって貢献度を評価する方法を採用する。

【貢献度指標数が1つの場合】

貢献度指標数が1つの場合は、図表3-1に示す方法によって評価する。

主要目標「集落間・小規模拠点施設へのアクセス向上」の場合を例に示すと、当該主要目標では、「幅員4.0m以上道路延長率」を貢献度指標に設定し、59.1%、79.5%の2つを基準値としている。このとき、指標値が基準値(59.1%)以下であれば「貢献度ランク a」、59.1%を上回り、79.5%以下の場合は「貢献度ランク b」、79.5%を上回る場合は「貢献度ランク c」とする。

図表3-1 貢献度評価の方法（例1）

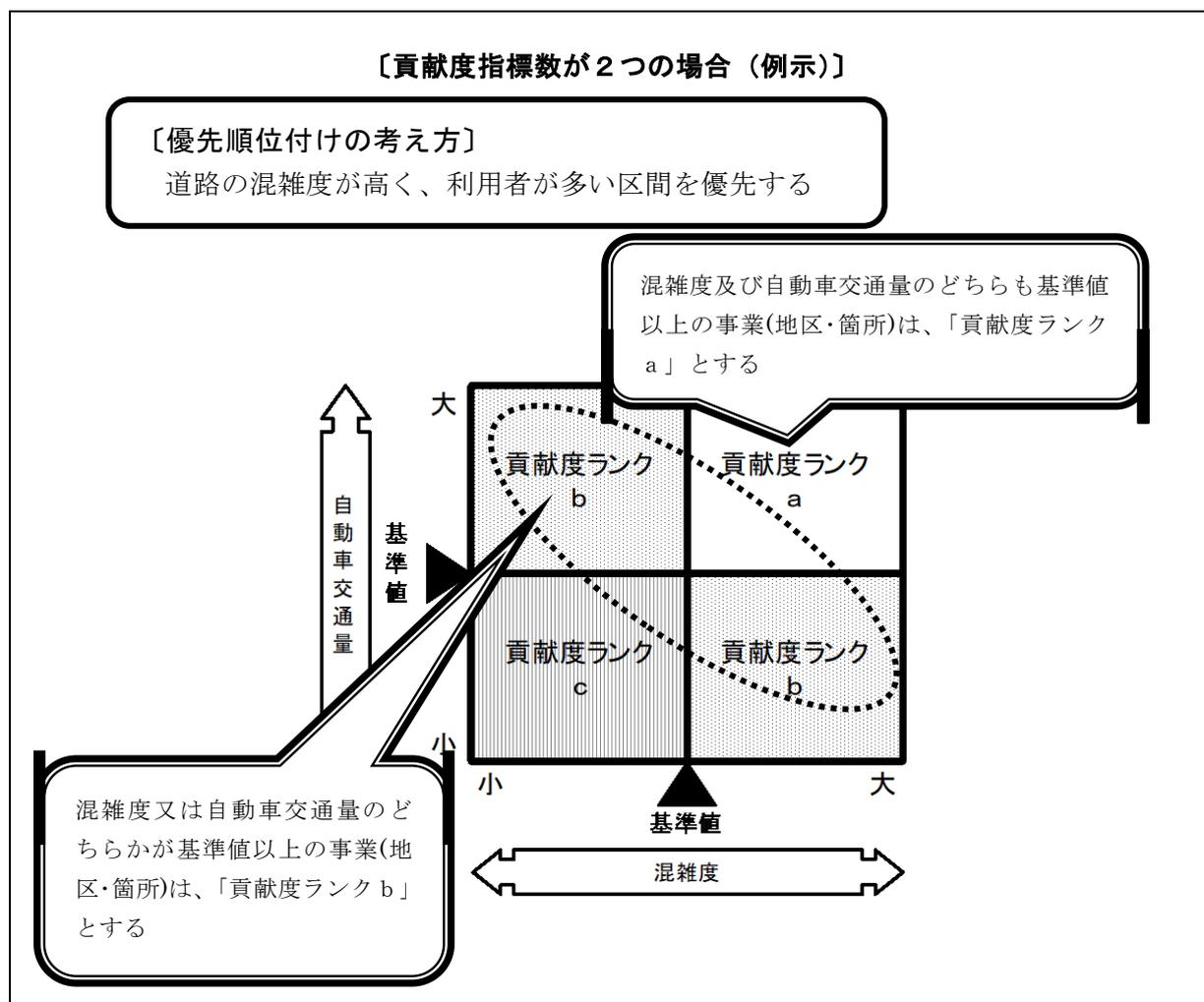


〔貢献度指標数が2つの場合〕

貢献度指標数が2つの場合は、図表3-2に示す方法によって評価する。

主要目標「市街地内の交通の円滑化」の場合を例に示すと、当該主要目標では、「混雑度」と「自動車交通量」を貢献度指標に設定し、「混雑度」については1.25を、また「自動車交通量」については6,924台/12h(平日)を基準値としている。このとき、2つの指標がともに基準値以上であれば「貢献度ランク a」、どちらか一方だけが基準値以上の場合は「貢献度ランク b」、どちらも基準値未満であれば「貢献度ランク c」とする。

図表3-2 貢献度評価の方法(例2)

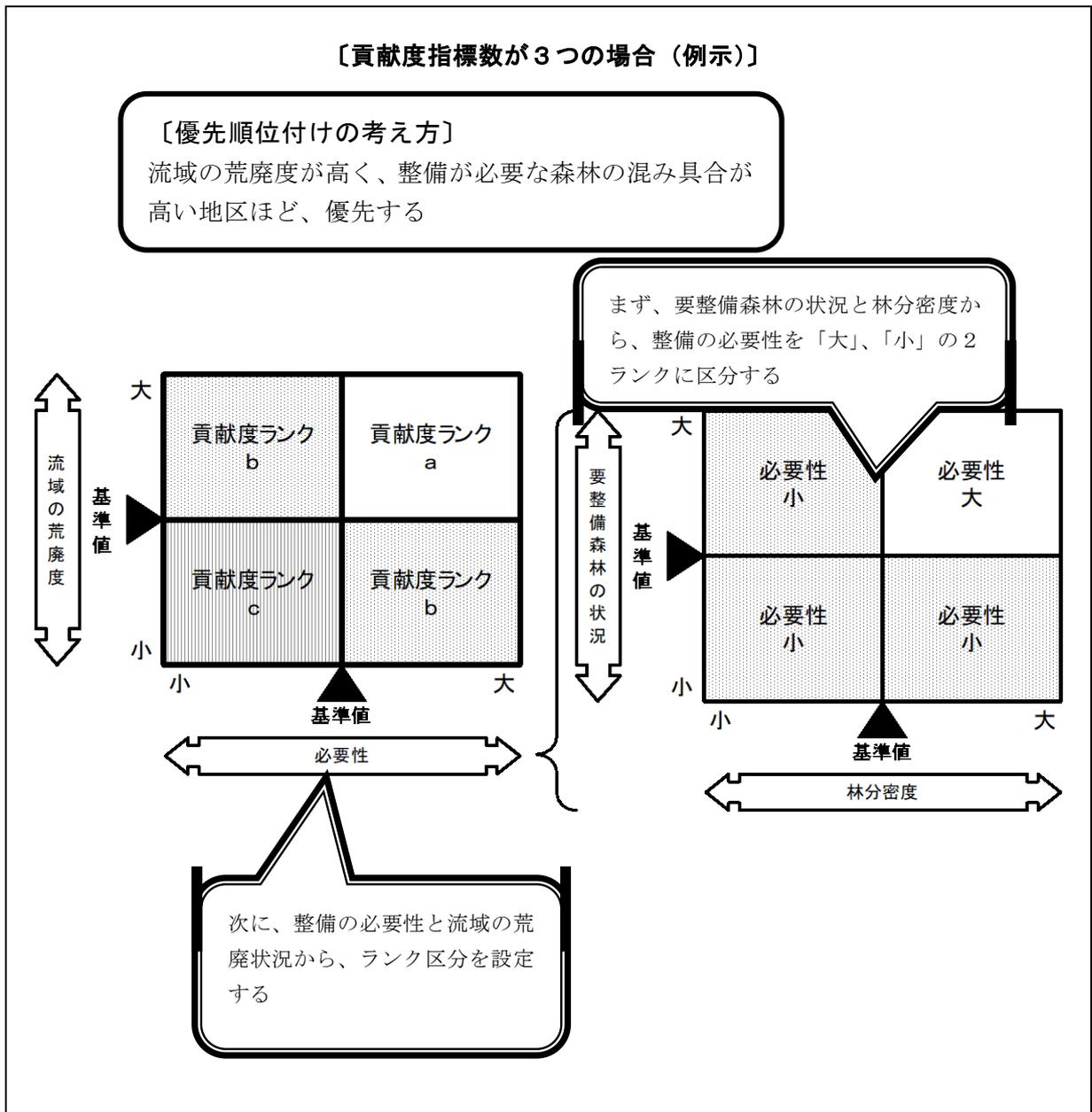


〔貢献度指標数が3つの場合〕

貢献度指標数が3つの場合は、2つの場合と基本的な考え方は同じである。まず、3つの指標のうち、2つの指標を用いて一つの事象を評価判定し、その結果と、もう一つの指標を用いてランク区分を行う。

例えば、「森林機能の維持・向上」の場合には、まず、「要整備森林の状況」と「林分密度」を用いて整備の必要性を評価する。次に、必要性と「流域の荒廃度」によって、貢献度ランクを判定する。

図表 3 3 貢献度評価の方法（例 3）



〔貢献度指標数が 4 つの場合〕

貢献度指標数が 4 つの場合については、階層構造の違いにより、2 種類の評価方法がある。

例えば、「中山間地域等の農村生活・生産機能の向上」の場合では、「施設数当たり生活環境施設受益者数」と「面積当たり農村公園受益者数」により生活環境施設・農村公園に対する需要をランク区分し、次に、この結果と「交流施設当たり利用者数」により、必要性をランク区分し、さらに、これらの結果と「面積当たり農業所得の増加額」により、貢献度ランクを判定する。

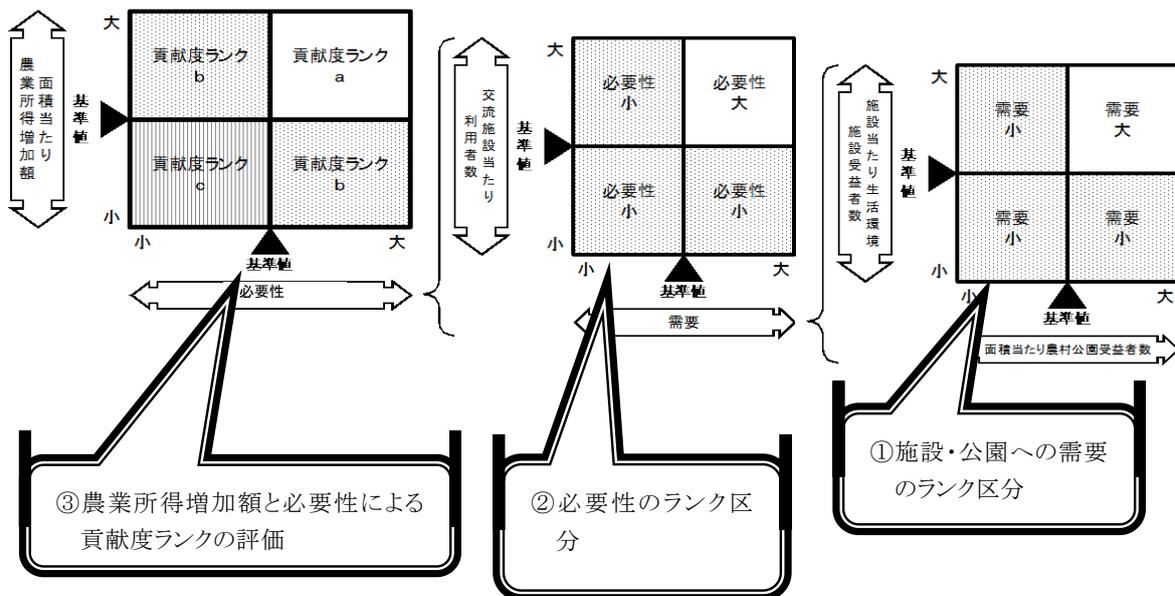
また、「歩行者等の安全性の確保」の場合では、「歩行者・自転車交通量」と「自動車交通量（平日）」による必要性の判定結果と、「評価対象区間の通学路の指定の有無」と「評価対象区間の歩道の平均幅員」による安全性の判定結果により、最終的な貢献度ランクを判定する。

図表34 貢献度評価の方法（例4）

〔貢献度指標数が4つの場合（例示）〕

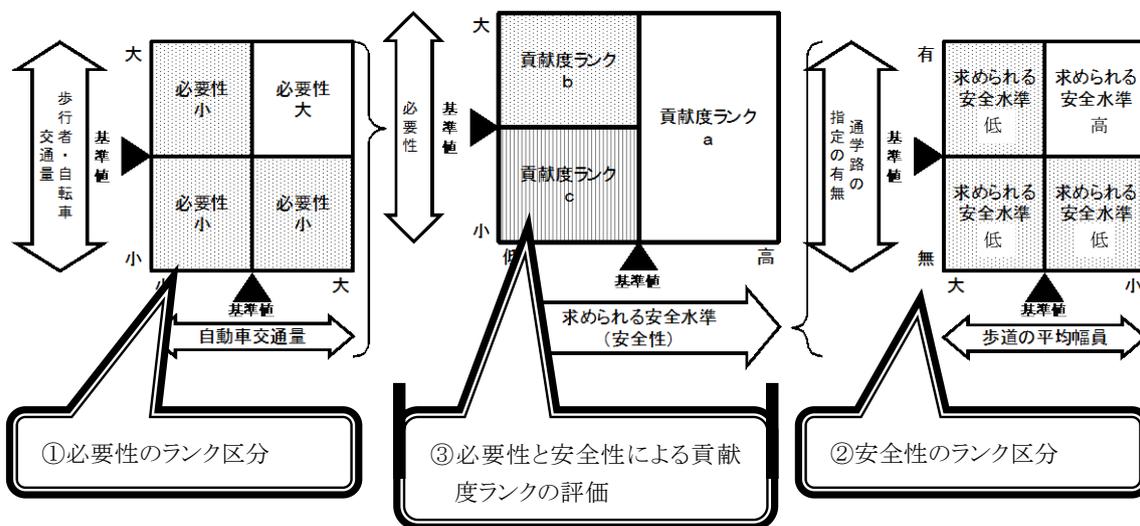
〔優先順位付けの考え方〕

農業所得の増加額が大きく、生活環境施設受益者数、農村公園受益者数、交流施設利用者数が多い地区ほど優先する



〔優先順位付けの考え方〕

歩行者・自転車及び自動車の交通量が多く、求められる安全水準の高い区間を優先する。



(3)副次効果評価

①副次効果要件の設定

図表 1 1 に示す副次効果項目の測定は定性評価によって行うことから、求める効果を適切に示す評価基準を定める必要があるとともに、県民に対するアカウンタビリティに耐えうる要件を設定する必要がある。

そのため、副次効果要件は、次の点を基本とし、法律で定めるもの（環境基準、交通バリアフリー法の基準等）や、県・市町村で定めるもの（総合計画、防災計画、重要プロジェクト等）などにより設定するものとする。

- ① 評価対象事業(地区・箇所)を相対的に比較できるものであること
- ② 求める効果が発生したことにより発現する効果(2次的効果)の要件でないこと
- ③ 主要目標で求める効果の要件と同一あるいは同義でないこと

副次効果の要件を図表 3 5、3 6 に示す。

図表35 副次効果要件リスト(1)

	副次効果項目	要件	基準
交通 利便性	交通ターミナル機能の強化	駅前広場、バスターミナル、自転車駐車場、パーク&ライド駐車場の整備などを行う交通機関の結節点の強化	定性評価
	アクセス機能の維持	次のいずれかの道路の整備又は保全 □行き止まり集落の唯一のアクセス道 □集落と集落を結ぶアクセス道であり、1～2カ所の通行止めで迂回に2倍以上の時間が必要となる道路	定性評価
	主要渋滞ポイントの解消	通過に5分以上を要する等著しい渋滞が現に発生している交差点、踏切等の解消もしくは大幅な改善	定性評価
生活 環境	水質の浄化	河川、湖沼の水質汚濁度が以下の水質に係る環境基準を超過している地域及び基準を達成するために必要な地域での水質の改善又は維持 □河川: BOD値2mg/l □湖沼: COD値3mg/l	環境基準(環境基本法)
	大気汚染の軽減	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、硫酸酸化物などの大気汚染物質が環境基準を超過している地域での汚染源の軽減(ただし、測定ポイントから1km以内) 注)光化学オキシダントに係る基準は除く	環境基準(環境基本法)
	騒音・振動の軽減	騒音・振動が地域の類型に応じた環境基準を超過している地域での騒音・振動の基準内への誘導(ただし、測定ポイントから1km以内) ～例: 55dB(専ら住居の用に供される地域、昼間)	環境基準(環境基本法)
	良好な景観の創出	次のいずれかによる良好な景観の創出 □電線の地中化 □土地区画の成型・拡大 □歴史的まちなみの再生 □その他(具体的に記述)	定性評価
	バリアフリー化の促進	バリアフリー新法で定められた、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を満たす。 なお、重点整備地区以外においても、移動円滑化基準を満たす構造であれば、要件に該当する。 □バスに乗りやすい歩道の高さの確保 □視覚障害者の誘導表示等の設置 □車椅子で通行可能な幅員の確保、段差・傾斜・勾配の改善 □その他のバリアフリー化(具体的に記述)	定性評価
	ライフラインの強化	次のライフラインを共同溝等により統合整備し、地震時における安全性の向上を図る。 □電線 □ガス管 □上下水道 □通信回線 □その他(具体的に記述)	定性評価
	身近な緑地・交流の場の提供	地元と連携した次のいずれかの施設の設置・整備 □集会場の設置 □緑地・広場・公園の整備 □その他(具体的に記述)	定性評価
	飲雑用水の安定供給	次のいずれかの地域での地元との協議に基づく飲雑用水の安定供給 □水需要が過去3年間増加傾向または水供給が不足 □過去3年間に漏水被害がある地域 □水源汚染被害の可能性のある地域	定性評価
	糞尿の処理	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づいた処理の実施	法律の基準
	地域の文化・学習等活動の支援	地元と連携した次のいずれかの機能設置(学校林の活用を含む)による地域の文化・学習等活動の支援 □文化支援機能(具体的に記述) □学習支援機能(具体的に記述)	定性評価
	各種情報の円滑な提供	次のいずれかによる各種情報の円滑な提供 □情報提供に資する施設の整備(具体的に記述) □情報の提供サービスの工夫がある(具体的に記述)	定性評価
	各種情報の円滑な提供	次のいずれかによる各種情報の円滑な提供 □情報提供に資する施設の整備(具体的に記述) □情報の提供サービスの工夫がある(具体的に記述)	定性評価

図表36 副次効果要件リスト(2)

	副次効果項目	要件	基準
自然環境	水源涵養機能の向上	次のいずれかによる水源涵養機能の向上 <input type="checkbox"/> 中山間地における荒廃地・崩壊地での樹木の再生 <input type="checkbox"/> 地表面の浸透化(透水性舗装、浸透式水路、無舗装など)	定性評価
	生態系空間の再生	生態系空間の再生に資する計画あり <input type="checkbox"/> ビオトープ <input type="checkbox"/> ワンド <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	果樹園景観の保全	果樹栽培が維持または増加することで、良好な景観が保全される計画であること	定性評価
事故・災害防止	防火帯・延焼遮断帯の確保	延焼防止に資する、防火帯・延焼遮断帯の新たな確保(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 防火帯は山林内10m以上 <input type="checkbox"/> 延焼遮断帯は市街地内20m以上	定性評価
	緊急時の避難・救助機能の確保	県や市町村の防災計画に位置づけられており、次のいずれかによる緊急時の避難・救助機能の確保 <input type="checkbox"/> 緊急輸送路の整備 <input type="checkbox"/> ヘリコプター場外発着地の整備 <input type="checkbox"/> 避難路の確保 <input type="checkbox"/> 防災公園の指定	定性評価
	被災時の被害波及の防止	被災することによって大きな被害波及が懸念される次の施設の保全 <input type="checkbox"/> 高速道路、緊急輸送道路、鉄道 <input type="checkbox"/> 高圧線(送電線)、電話(中継所)、電気(変電所) <input type="checkbox"/> 上水施設(浄水場等)	定性評価
	既存施設の崩壊危険性の排除	以下の双方の要件を満たし、既存施設の崩壊に伴う人命の危険性あり <input type="checkbox"/> 主体構造物である <input type="checkbox"/> 過去に崩壊の兆候がある	定性評価
	走行安全性の確保	事故多発地点または死傷事故率が100件/億台km以上の区間で、事故原因を解消できる区間	定性評価
生産性	林業生産力の向上	伐採計画のある森林における、生産場所と市場を結ぶ新たな輸送ルートの確保、高性能林業機械の導入による低コスト	定性評価
	遊休農地の解消	遊休農地を農地として再利用する具体的な計画あり	定性評価
	新たな公共用地の創出	地元との協議を踏まえ付随的に発生する使える公共用地の創出(管理者の認定が必要)	定性評価
	農地の保全	次のいずれかに該当する農地の保全 <input type="checkbox"/> 過去3年間に農地の浸食・埋没・崩落あり <input type="checkbox"/> 現在、農地の浸食・埋没・崩落の恐れあり	定性評価
	農林産物の販売促進	地元との協議を踏まえ農林産物の販売促進活動の計画あり	定性評価
その他	自然エネルギーの活用	主体となる部分への風力、太陽光・熱、水力、バイオマス等の自然エネルギーの活用	定性評価
	リサイクルの推進	当該事業内で、廃棄物の以下の再利用化・再使用化が図られる。 <input type="checkbox"/> コンポストの作成 <input type="checkbox"/> 間伐材の加工 <input type="checkbox"/> 堆肥の製造 <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価
	文化・歴史的資源等の保存・復元	下記の指定・選定・登録された有形文化財等があり、かつ当該資源の保存・復元の具体的な計画あり <input type="checkbox"/> 重要文化財 <input type="checkbox"/> 重要伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 登録有形文化財(近代化遺産等) <input type="checkbox"/> 史跡名勝天然記念物	定性評価
	他事業との一体施工	他事業との一体施工による大幅なコスト縮減・工期短縮が可能 ※同一主要目標内での一体施工は除く	定性評価
	重要プロジェクトとしての位置づけ	下記の県の重要プロジェクトでの位置づけあり <input type="checkbox"/> 合併支援計画(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 過疎自立促進計画(具体的に記述) <input type="checkbox"/> 大規模イベント(具体的に記述) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記述)	定性評価

②副次効果評価の方法

副次効果評価は、以下の方法によって行う。

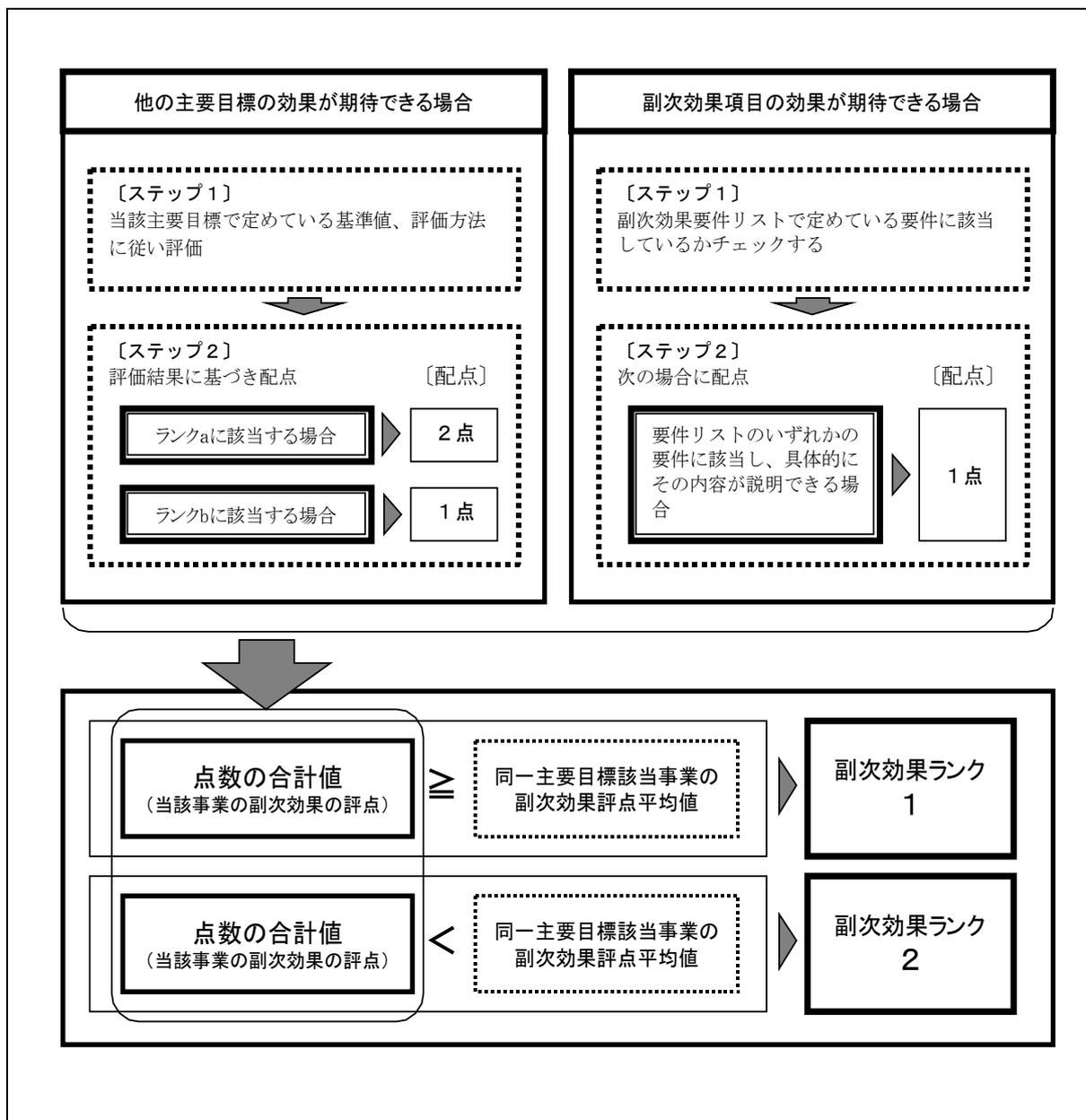
まず、評価対象事業(地区・箇所)で、他の主要目標の効果が期待できる場合は、当該主要目標の貢献度評価を行い、その結果から、ランク a に該当するものは 2 点、ランク b に該当するものは 1 点、ランク c に該当するものは 0 点と判定する。

次に、同事業が副次効果項目に該当し、その要件と合致する場合は、1 点と判定する。

該当する全ての主要目標項目の点数と副次効果項目の点数を合計したものが、当該事業(地区・箇所)の副次効果の評点となる。

こうして評価した事業(地区・箇所)について、同一主要目標に該当する全ての事業(地区・箇所)の評点を合算し平均値を求め、当該事業(地区・箇所)の評点がある平均値以上の場合には副次効果ランクを「1」、平均値より小さい場合は副次効果ランクを「2」と判定する。

図表 3 7 副次効果評価の方法



5. 公共事業等評価システムの運用方法

(1) 庁内評価の手順と体制及びスケジュール

評価の体制と手順を図表39に示す。

まず、各事務所において評価調書（「妥当性評価」及び「事業間優先度評価」の評価調書）の原案を作成する。その際、道路・農道・林道や、治山・砂防など、事業分野が同じで複数の部が所管する事業である場合は、個別に調整会議（第1次調整）を開催して事前に調整を行う。

次に、各部で評価調書を作成したもののうち、事前評価では山梨県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める基準に該当する事業のうち事業規模*1億円以上の事業を対象に、再評価及び事後評価では実施要綱で定める基準に該当する事業を対象に、評価手法の確認等の部局間調整（第2次調整）を行う。

その後、各部に設置された公共事業評価会議に提出し、評価を行うものとする。その際、事業規模*原則20億円以上の事業（調査を除く）を対象に、山梨県公共事業評価委員会で審議を受け、その結果を踏まえたものとする。

公共事業評価会議で評価した事業は、その結果を公表する。

なお、評価の実施時期は、国の予算編成と連携する必要があることから、概ね、図表38に示すとおりとする。

図表38 評価の手順のスケジュール（予定）

山梨県公共事業評価委員会：5月～10月
公共事業評価会議（各部）：6月、11月
評価結果公表：11月

(2) 外部評価の対象と方法及びスケジュール

山梨県公共事業評価委員会で、外部評価を行うこととする。

評価対象事業は、効率的かつ良質な評価を可能とするため事業規模*原則20億円以上の事業（調査を除く）とする。

評価の実施時期は、公共事業評価会議の実施時期との関係から、事前評価では、原則、5月と10月に各1回、再評価及び事後評価では5月から10月の間に数回実施する。

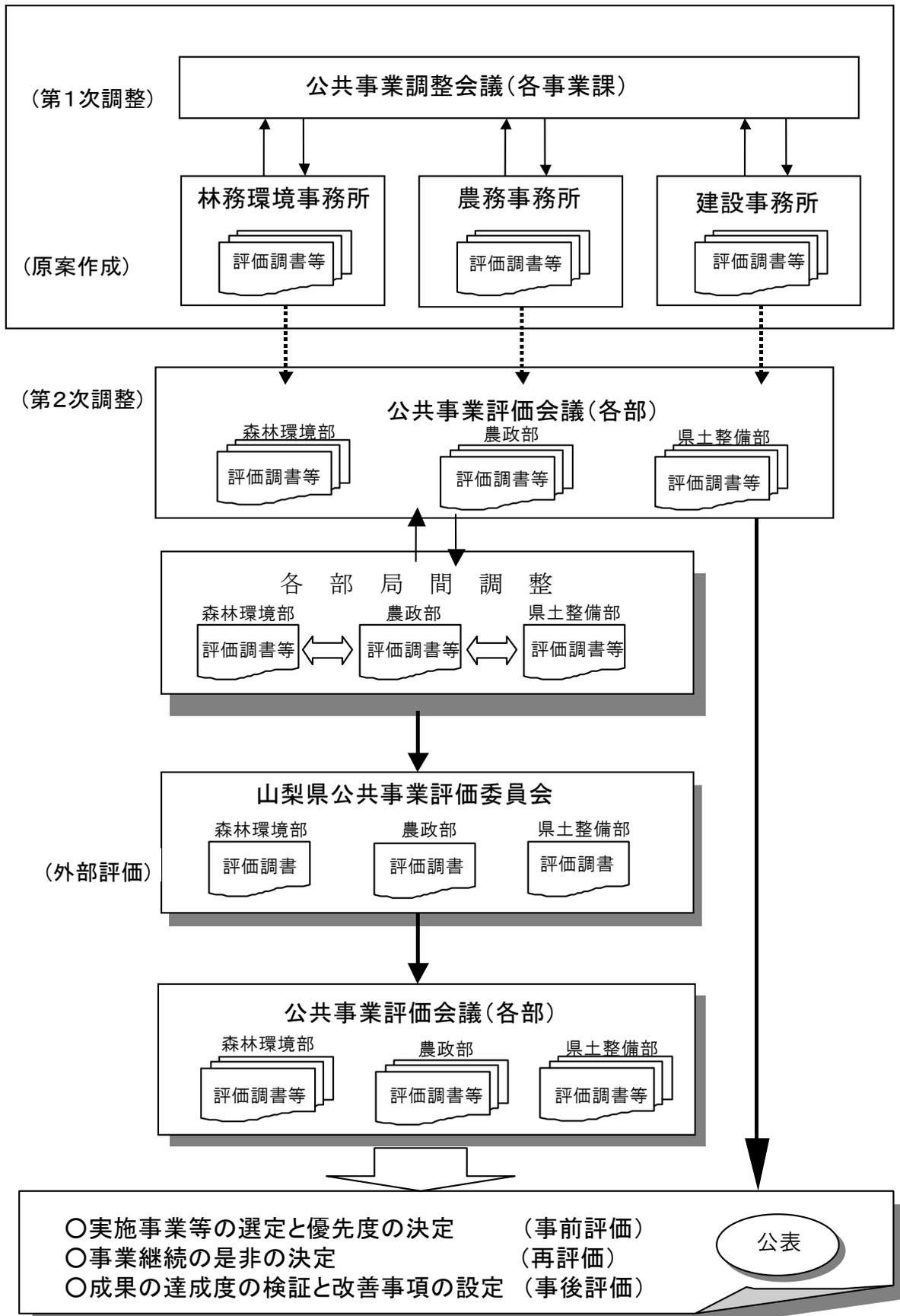
評価方法は、事前評価では、事業実施の是非を判断する観点から妥当性評価を中心に評価し、優先度評価については評価項目の見直し検討等を行う。再評価では、事業継続の是非等を決定する観点から評価を行う。また、事後評価においては、事業の達成度を検証し、再度の事後評価や改善措置の必要性を決定する観点から評価を行う。

(3) 評価結果の公表方法

評価結果は速やかに、県のホームページに掲載し、県民に公開する。

*事業規模：総事業費のこと

図表 3 9 公共事業評価の体制と手順



(4)評価と予算編成の連結

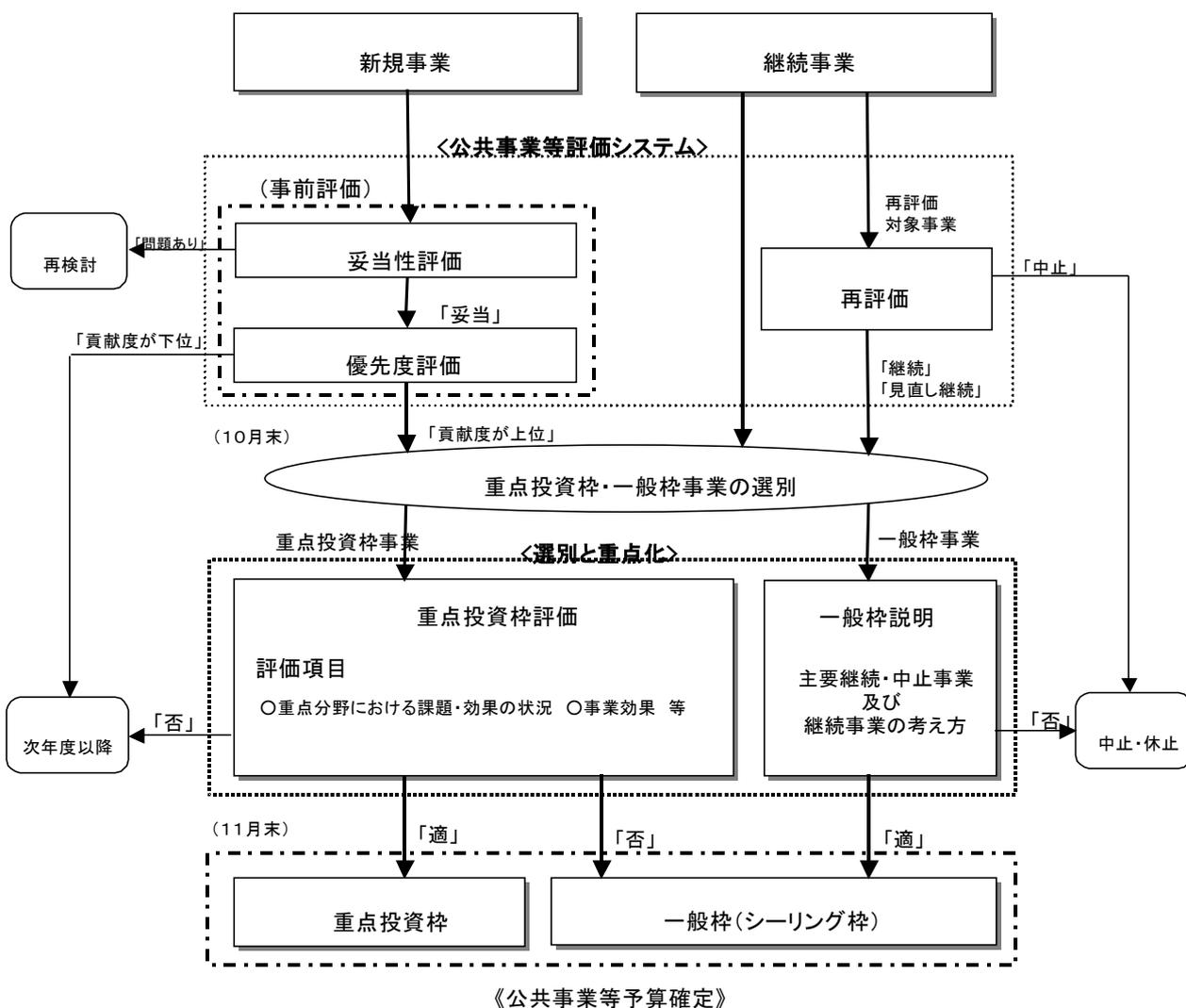
公共事業等の評価と予算編成の連携関係を図表40に示す。

公共事業等評価システムにより、まず、新規事業の事前評価、継続事業の再評価を行い、客観性、透明性を確保した事業の選別を行う。次に、県民にとって真に必要性が高く、より大きな効果が早期に得られる事業を実施するため、選別された事業を対象に、重点整備の方針に基づき予算編成の中で事業の重点化を図る。

なお、新規事業の計画策定や継続事業の見直し等に当たっては、重点整備の方針を踏まえるものとする。

これにより、公共事業の選別と重点化を図るものとする。

図表40 公共事業評価と予算編成



山梨県公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 公共事業評価は、公共事業の実施段階に応じて、貢献度、経済効率性、進捗率及び達成度等を評価し、対応方針等を反映することにより、効果的な事業の実施を図るとともに、実施過程の透明性を図ることを目的として実施する

(対象事業)

第2条 公共事業評価の対象とする事業は、森林環境部、農政部及び県土整備部（以下「評価対象事業所管部」という。）が実施主体となる社会資本整備のための事業及び市町村等が実施主体となって行う社会資本整備に対する市町村等への補助事業とする。

ただし、次の各号に掲げる事業は、評価対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 維持管理等（補修・修繕を含む）を目的とする事業
- (3) 目的、内容等から除外することが適当として別に定める事業

(公共事業評価の種類)

第3条 公共事業評価は、次の各号に掲げる区分により実施する。

(1) 事前評価

事業開始前に事業実施の是非を決定するために行う評価

(2) 再評価

事業開始後一定期間が経過した時点で、事業継続の是非等を決定するために行う評価

(3) 事後評価

総事業費20億円以上の事業について、事業完了後一定期間が経過した時点で、事業の達成度を検証し、再度の事後評価や改善措置の必要性等を決定するために行う評価

(公共事業評価の実施時期)

第4条 公共事業評価は、評価の種類ごとに次の各号に定める時期に実施する。

(1) 事前評価

当該事業にかかる予算を計上しようとする年度の前年度

(2) 再評価

ア 事業開始から一定期間経過した時点で工事未着工の事業 概ね5年間経過した時点

イ 事業開始又は再評価実施から10年間経過した時点で継続中の事業 その経過した日の属する年度。ただし、10年間経過前であっても、全体計画に変更が生じた事業は、随時実施

ウ ダム事業等の実施計画調査 事業開始前の準備・計画段階にあって、調査費が初めて予算化されてから5年間経過した日の属する年度

(3) 事後評価

ア 事業完了後5年間経過した日の属する年度

イ 社会情勢の変化等により事後評価の実施が必要と判断した事業は、速やかに実施

(公共事業評価会議)

第5条 公共事業評価の決定機関として、評価対象事業所管部ごとに公共事業評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

- 2 評価会議は、第4条各号に該当する全ての事業を評価の対象とし、公共事業評価の実施及び対応方針の決定等を行う。
- 3 評価会議の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(評価の実施)

第6条 評価対象事業所管部は、評価会議を開催し、事業所管所属から提出された評価調書に基づき評価を行い、対応方針を決定する。

- 2 評価会議は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）第2条の規定により設置する山梨県公共事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）に、当該年度に対象となる全ての事業について、決定した対応方針を提出する。
- 3 評価委員会は、評価会議から提出を受けた事業の中から、次項の規定により選定された事業（以下「審議案件」という。）について、審議を行い、知事に意見の具申を行うものとする。
- 4 審議案件は、次の各号に掲げるものから、別に定める事項を考慮して選定するものとする。
なお、審議案件とされなかった事業は、評価委員会への報告案件として扱うものとする。
 - (1) 原則、総事業費20億円以上である事業
 - (2) 評価会議の結果、評価委員会で審議することが適当と判断した事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、評価委員会が審議する必要があると認めた事業
- 5 評価会議は、評価委員会から具申を受けた意見を尊重し、最終的な対応方針を決定する。
- 6 評価委員会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(評価結果等の公表)

第7条 評価対象事業所管部は、別に定めるところにより、評価結果及び対応方針を公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 本要綱の施行に伴い、山梨県公共事業再評価実施要綱、山梨県公共事業事後評価実施要綱、山梨県公共事業評価委員会設置要綱及び公共事業等評価会議設置要綱は廃止する。

附 則

第1条 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

第2条 経過措置として、次の各号に掲げる事業については、第6条第3項の規定にかかわらず、原則として審議案件とする。

- (1) 再評価に係る事業であって、事前評価時又は再評価時に評価委員会で審議されたもののうち、総事業費が20億円未満のもの。
- (2) 事後評価に係る事業であって、事前評価時又は再評価時に評価委員会で審議されたもののうち、総事業費が10億円以上のもの。

山梨県公共事業評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく公共事業評価の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価対象事業から除外する事業)

第2条 要綱第2条第3号の別に定める事業は、次に掲げるものとする。

(1) 防衛省の全額国庫補助事業

(評価の視点)

第3条 要綱第3条各号に規定する事業評価は、評価の種類ごとに次に掲げる視点を踏まえ、実施するものとする。

評価の種類	評価の視点
事前評価	(イ) 事業実施の妥当性 イ 公共関与、事業実施主体の妥当性 ロ 経済効率性 ハ 事業実施・規模の妥当性 ニ 整備手法の有効性 ホ 環境負荷への配慮 ヘ 事業計画の妥当性 (ロ) 事業間優先度 イ 事業の目標に対する貢献度 ロ 事業実施に伴う副次効果
再評価	イ 事業の進捗状況 ロ 事業を巡る社会経済情勢等の変化 ハ 再評価時点での費用対効果の分析結果 ニ コスト縮減や代替案立案等の可能性 ホ 事業の進捗の見込み
事後評価	イ 事業の貢献度 ロ 費用対効果分析の算定基礎となった要因等の変化 ハ 事業実施による環境の変化 ニ 社会経済情勢の変化

(全体計画に変更が生じた事業)

第4条 要綱第4条第2号イの「全体計画に変更が生じた事業」は、以下の各号に該当するものとする。

(1) 事業の目的、計画の方針、整備手法等に変更が生じた事業。

- (2) 総事業費が20億円以上の事業にあつては1割以上、総事業費が20億円未満の事業にあつては3割以上、総事業費に増減のある事業。
- (3) 総事業費が20億円以上の事業にあつては1割以上、総事業費が20億円未満の事業にあつては3割以上、計画期間延長のある事業。ただし、変更後の総計画期間が5年以下であるものを除く。
- (4) 農林水産省所管の総合整備事業にあつては、区画整理、農道等の各工種で事業量の3割以上の増減がある事業及び区画整理、農道等の各工種で新設又は廃止がある事業。

(評価調書の様式)

第5条 要綱第6条第1項に規定する評価調書の様式は、次に定めるもののほか、同等の内容を有する別資料をもって代えることができる。

評価の種類		様式
事前評価	妥当性評価	様式1
	優先度評価	様式2
再評価	様式3	
事後評価	様式4	

(事後評価の対象)

第6条 要綱第6条第4項各号に規定する審議案件のうち、事後評価に係るものは、評価実施年度において同一主要目標の事業が複数ある場合、評価会議が選定した事業を審議案件とし、その選定にあたっては、以下の各号に掲げる視点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

- (1) 主要目標等の達成状況
- (2) 計画変更の状況等

(審議案件の選定に係る考慮事項)

第7条 要綱第6条第4項の別に定める事項は、以下の各号に掲げるものとする。ただし、再評価のうち計画期間の延長理由が用地取得の難航等である事業及び事後評価のうち前条の規定により選定されなかった事業については、原則として選定しないものとする。

- (1) 事業が社会に及ぼす影響
- (2) 社会情勢の変化
- (3) 事業分野間のバランス

(評価結果等の公表)

第8条 要綱第8条の規定により評価結果及び対応方針を公表する事業は、次のとおりとする。

事前評価	評価対象事業のうち、総事業費 1 億円以上の事業
再評価	再評価対象の全事業
事後評価	事後評価対象の全事業

2 評価結果及び対応方針は、最終的な対応方針の決定後、速やかに公表する。

附 則

第 1 条 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要領は、令和 7 年 6 月 1 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要領は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

山梨県公共事業評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項に規定する「山梨県公共事業評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の組織、運営に関する事項を定める。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が提出した対象事業にかかる対応方針について審議を行い、知事に意見の具申を行うこと。
- (2) 県の求めに応じ、事業の評価方法に関して審議し、必要な助言を行うこと。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公共事業を効果的、効率的に推進するために必要と認められる事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員は、公平な立場にある者のうち、県民生活、産業経済に関する知識や経験を有する者から一般委員を、公共事業に関する専門的な知識と技能を有する者から専門委員を知事が委嘱する。

- 2 評価委員会の定数は、12人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長は委員の互選によりこれを定め、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 第2条第2号及び第3号に掲げる事務を行うため、必要に応じ、評価委員会に小委員会を設置することができる。なお、小委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(運営)

第4条 評価委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 評価委員会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 評価委員会の会議は、公開する。この場合において委員長は、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定に拘わらず出席委員全部の同意を

得てその全部又は一部を非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 評価委員会は、調査検討するため、必要があると認めるときは、当該事項に関し見識のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事録等の公表)

第6条 評価委員会の議事録及び意見書は、公表するものとする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、県土整備部県土整備総務課において処理する。

(その他)

第8条 市町村等が事業主体である事業の評価について、市町村長等の依頼がある場合には、評価委員会で審議することができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、評価委員会の運営および審議方法に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月11日から施行する。

(平成 27 年 6 月)

山梨県公共事業評価委員会小委員会の設置について

県土整備総務課

1 趣旨

山梨県公共事業評価委員会設置要領（以下「要領」という。）第 3 条第 8 項の規定に基づき設置する山梨県公共事業評価小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営について、次のとおり定める。

2 所掌事務

小委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が提案する評価指標の見直し等に関すること。
- (2) 前記に掲げるもののほか、公共事業を効果的、効率的に推進するために必要と認められる事項に関すること。

3 組織

委員は、山梨県公共事業評価委員会委員のうち、委員長が指名した委員により組織する。委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

4 運営

- (1) 小委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要に応じ委員以外の者に出席を求めることができる。

5 議事録等の公表

小委員会の議事録は公表するものとする。

6 庶務

小委員会の庶務は、県土整備部県土整備総務課において処理する。